

東久留米市農業振興計画

令和 8 年 2 月

東久留米市

もくじ

第1章 農業振興計画の概要	1
1 農業振興計画の概要	1
(1) 計画策定の目的	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画期間	3
(4) SDGs への対応	3
2 東久留米市の農業の目指す方向	5
(1) 農業振興の将来像	5
(2) 基本方針	6
3 基本目標の設定	7
(1) 農家数	7
(2) 農地面積	10
第2章 市の農業を取り巻く現状と課題	11
1 市の農業を取り巻く環境の変化	11
(1) 食料安定供給をめぐる情勢	11
(2) 人口減少と少子高齢化	11
(3) 消費者ニーズの多様化	12
(4) ふれあい型農業への関心の高まり	12
(5) 農業が担うべき多様な役割の変化	13
(6) 自然災害の脅威	13
2 東久留米市の現状	13
(1) 位置・沿革	13
(2) 東久留米市の農業の現状	15
(3) これまでの市の農業施策における事業実績	20
3 市の農業の課題の抽出	24
(1) 魅力ある農業経営づくりの課題	24
(2) 市民生活を支える農地の維持、保全の課題	31
(3) 暮らしにうるおいをもたらす農業の展開の課題	33
(4) 課題の総括	39
(5) クロス SWOT 分析による施策の必要性の整理	42
第3章 農業振興の方向と施策の展開	43
1 農業振興の方向	43
(1) 農業振興の将来像	43
(2) 農業振興の方向と体系	44
2 施策の展開	45
(1) 収益性の高い農業の実現	45
(2) 暮らしを豊かにする農のある空間の保全	53
(3) 暮らしに新たな価値を創造する農業の展開	57

第4章 農業振興計画の実現に向けて	61
1 計画推進体制の強化	61
(1) パートナーシップによる継続的な計画管理	61
(2) 庁内推進体制の強化	62
(3) 各主体の役割	62
2 広域的な連携や働きかけ	62
3 重点事業の設定	63
4 重点事業の推進体制と事業評価	64
(1) 重点事業の推進体制	64
(2) 重点事業の事業評価	65

参考資料	67
1 東久留米市農業振興計画策定委員会設置要綱	67
2 東久留米市農業振興計画策定委員名簿	69
3 東久留米市農業振興計画策定委員会 会議経過	70
4 東久留米市農業振興計画 パブリックコメントの概要	71
東久留米市農業振興計画 用語集	73



1 農業振興計画の概要

1. 計画策定の目的

東久留米市（以下「市」という。）では、東久留米市農業の振興と農地の保全活用を目的に平成 8（1996）年度に「東久留米市農業振興計画」を策定し、その後の改正を経て現在では、令和 7（2025）年度を目標とする計画（平成 28（2016）年 3 月策定）に至っています。

また、令和 3（2021）年 3 月に、計画前半のこれまでの計画の進捗状況等を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しや改善等を行うとともに、計画後半に向けた農業施策への提言等を中間見直しとして実施し、「市民みんなで未来につなげる都市農業」の実現に取り組んできたところです。

この間、円安状況の長期化やウクライナなどの国際情勢などを背景とした肥料、飼料、資材価格の高騰の長期化、人件費の上昇傾向の中における労働力確保の難しさ、農業者の高齢化に伴う農業の担い手不足、生産緑地をはじめとする農地面積の減少など、市の農業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いています。

このような状況下においても、今後とも市の都市農業が、豊かな市民生活を支え、将来に向けて都市農業が持続的に発展していけるよう、中間見直し計画の継承を図りながら、令和 8（2026）年度以降の市の農業振興施策の方向性や具体的施策の展開を示す新たな計画（以下「本計画」という。）として策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、「東久留米市第 5 次長期総合計画」を上位計画とする農業分野の計画として位置づけ、農業振興施策の方向性をより具体的に示すものです。

また、本計画は、「都市農業振興基本法」における市の地方計画を兼ねるとともに、関連する「東京農業振興プラン」等との整合も図りながら、市における農業振興の方向・施策を明らかにし、実現に向けた具体的な事業や重点事業を策定します。（図 1.1.1 表 1.1.1）

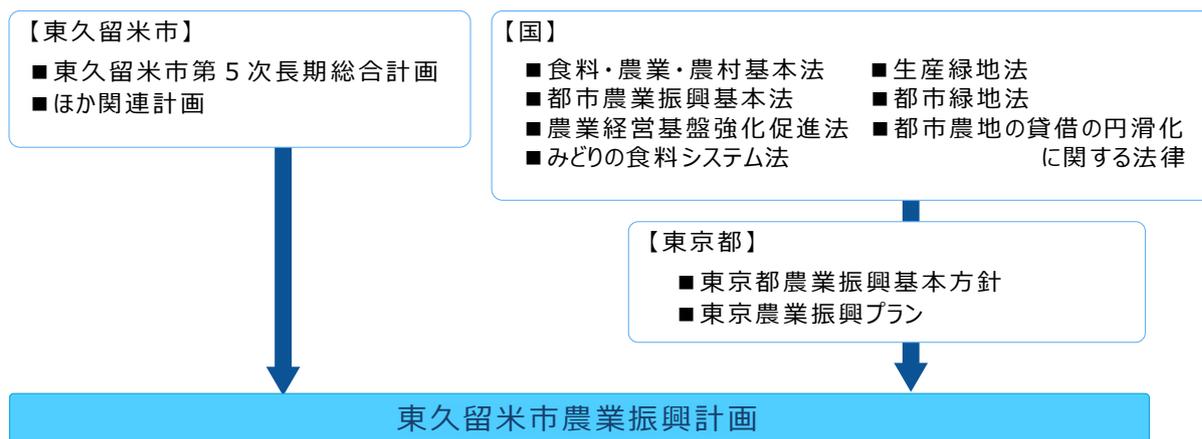


図 1.1.1 本計画の位置付け

1	東久留米市第 5 次長期総合計画	本計画は、「東久留米市第 5 次長期総合計画」に示される農業分野の振興方策について、具体的に示したものです。
2	食料・農業・農村基本法	わが国の農政の基本理念や政策の方向性を定めたもので、本計画は、本法（令和 6（2024）年 5 月改正）第 9 条による地方公共団体の責務に係る取組として策定しています。
3	都市農業振興基本法	都市農業の振興に関して、国や地方公共団体、都市農業者の責務を明確にし、各主体が施策を講じることを規定しており、本計画は、同法第 10 条第 1 項に基づく「地方計画」として策定します。（平成 27（2015）年 4 月制定）
4	農業経営基盤強化促進法	意欲ある農業者に対する農用地の利用集積、これらの農業者の経営管理の合理化等の措置を図ることなどを定めて（令和 6（2024）年 6 月改正）おり、本計画や基本構想の根拠法令に該当します。
5	みどりの食料システム法	農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度などを定めて（令和 4（2022）年 5 月制定）おり、本計画の根拠法令に該当します。
6	東京都農業振興基本方針	農業経営基盤強化促進法に則し、東京農業振興プラン（令和 5（2023）年 3 月変更）を踏まえて、東京都の農業基本方針を示すもので、本計画の上位計画に該当します。
7	東京農業振興プラン	令和 4 年 11 月の東京都農林・漁業振興対策審議会の答申「都民生活に貢献する持続可能な東京農業の新たな展開」を踏まえて、都が目指す農業振興の方向性と今後の施策展開を示すもので（令和 5（2023）年 3 月変更）、本計画の上位計画に該当します。

表 1.1.1 本計画の位置付け

3. 計画期間

本計画は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間を計画期間とします。なお、今後の社会経済情勢の変化や上位計画の変更により、状況に応じた計画とするため取組状況を評価し、必要に応じて計画の修正を予定しています。（図1.1.2）

計画期間：令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間

計画名	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
東久留米市第5次長期総合計画	→					→				
東京都農業振興基本方針	→								→	
東京農業振興プラン	→							→		
農林業センサス	→					→				
東久留米市農業振興計画	→									

※今後の社会経済情勢の変化や上位計画の変更により、必要に応じて計画の修正を予定

図1.1.2 計画期間

4. SDGsへの対応

本計画には、SDGs（エスディーゼーズ）=Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）を踏まえ、本計画の目標年度である令和17（2035）年度を見据えたうえで、SDGsと本計画の各施策との関連付けを行っていきます。

平成27（2015）年に国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものとして、「誰一人取り残さない」をスローガンに令和12（2030）年を期限とした17のゴールと169のターゲットから構成されています。本計画の策定にあたり、各施策に関連するアイコンを表示します。（図1.1.3）

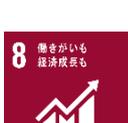
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1 貧困 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10 不平等 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2 飢餓 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11 持続可能な都市 包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3 保健 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12 持続可能な消費と生産 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4 教育 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13 気候変動 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5 ジェンダー ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14 海洋資源 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6 水・衛生 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標15 陸上資源 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7 エネルギー すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16 平和 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8 経済成長と雇用 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	 <p>17 パートナースhipで目標を達成しよう</p>	<p>目標17 実施手段 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9 インフラ・産業化・イノベーション 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

図 1.1.3 SDGs の 17 のゴール

2 東久留米市の農業の目指す方向性

1. 農業振興の将来像

市民とともに歩む持続可能な東久留米の農業

わが国は、社会の成熟化が進展し、人口減少、高齢化が加速しており、その傾向は都市農業を支える都市部でも近年顕著となってきています。加えて、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化、国際紛争に伴う食料の生産・供給の不安定化、人口減少に伴う国内市場の縮小等の課題が顕在化しています。また、国民の食生活の変化、農業労働力の減少に加え、地球温暖化への対応が課題となっており、国連の掲げる持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献しうる、農業の持続的発展が求められているところです。このため、今般の食料・農業・農村基本法の改正では、「食料安全保障の強化」、「みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組の強化」などの新たな政策の展開方向が政府より提示されました。

近年、都市住民の都市農業に対する意識は大きく変わりつつあり、特に「食の安全」への意識の高まりとともに、近くの農地で生産された新鮮で安全・安心な地場産農産物が安価に購入できることが高く評価されています。また、住民のライフスタイルの変化や、頻発する激甚災害による防災意識の向上により、都市農地は、良好な生活環境を形成する貴重な緑地や災害時の避難場所としての役割が見直されてきている状況です。

しかしながら、上述のとおり、都市農業においても、農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化しつつあり、加えて、近年の猛暑日の増加による農産物の品質・収量の低下や労働環境の悪化が懸念され、都市農地の存続とあわせて、農業が持続的に営まれるための継続的な対策が求められているところです。

このようなことから、市民生活を支えている農のある空間を、市民みんなで次世代へ引き継ぐことを目指すため、本計画では『市民とともに歩む持続可能な東久留米の農業』を将来像とします。

2. 基本方針

本計画の将来像を実現するために、本計画では以下の4つの施策の柱を基本方針として、計画を推進していきます。

- I 収益性の高い農業の実現
- II 暮らしを豊かにする農のある空間の保全
- III 暮らしに新たな価値を創造する農業の展開
- IV 東久留米市農業振興計画の推進

I 収益性の高い農業の実現

収益性が高く安定的な農業経営の育成を図るため、認定農業者をはじめ、個々の経営体の発展を目指すとともに、市民に身近な農業として、環境保全型農業の推進を図り、安全・安心な農産物の生産・供給を進めます。また、魅力ある農業経営を進め、若い農業後継者や女性農業者など多様な担い手を育成するとともに、農業者・市民のニーズに応じた援農活動を促進します。

II 暮らしを豊かにする農のある空間の保全

農業生産において基盤となる生産緑地の減少抑制に取り組み、農のある空間の保全を図ります。また、都市の農地の持つ景観、歴史文化、市民交流、レクリエーション、教育、防災機能などの多面的機能を生かし、市民・農業者をはじめ、関係団体、行政などが共通の考え方をもち、農地及び農業環境を市民生活に位置づけた農のあるまちづくりを進めます。

III 暮らしに新たな価値を創造する農業の展開

市民と農業者がお互いの立場を理解し、交流を深めることは、農地の保全や農業経営の発展に寄与するだけでなく、お互いの生活にうるおいをもたらします。農業や農産物に関する情報交換・交流の機会や体験型農園など市民が農業と触れ合う機会の拡充を図るとともに、市民と農業者が相互に協力し合い、市民が新たな価値を創造できる農業環境や景観を継承するまちづくりを進めます。

IV 東久留米市農業振興計画の推進

長期総合計画をはじめとする各種行政計画と連携して事業を推進するために、市内の計画推進体制の充実を図るとともに、本計画の実践及び進捗管理を進めるための体制の強化を図ります。

3 基本目標の設定

本計画の計画期間に基づき、10年後の令和17（2035）年度の市内農業に係る主要な指標の基本目標を次のように設定します。

1. 農家数

総農家数は、平成12（2000）年では、369戸でしたが、令和7（2025）年では176戸に減少し、25年間で193戸、年平均7.7戸減少している状況（減少率52.3%）です。このまま農家数が減少傾向で推移した場合、10年後の令和17（2035）年には127戸にまで減少することが予測されます。よって、本計画では、本計画に示す農業振興施策を展開することで、令和17（2035）年度の計画総農家数を概ね130戸と設定します。

なお、将来の農業所得額別農家数は、過去25年間の農業所得額（農林業センサス）の金額別構成比により推移した場合、次表のとおりとなることが予測されます。（表1.3.1）

本計画では、本計画に示す農業振興施策を展開することで、令和17（2035）年度の計画値を次のとおり設定します。

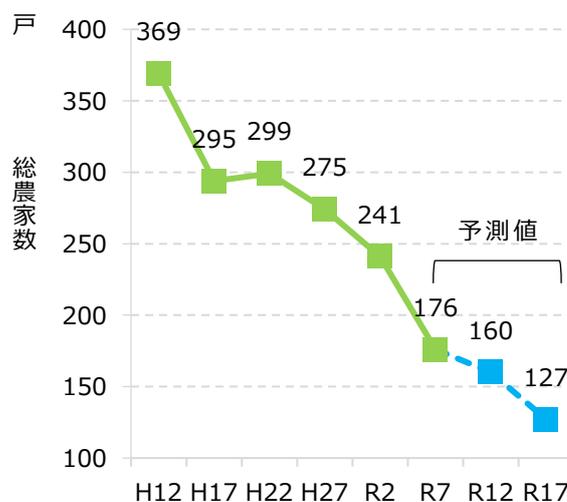


図 1.3.1 総農家数の推移

資料：平成12年から令和7年は農林業センサス（令和7年は9月時点数値）

表 1.3.1 農業所得額別農家数の推計

年度	農家数・構成比		うち100万円以上			
	戸数 ^{※1}	構成比	うち300万円以上		戸数 ^{※1}	構成比
			戸数 ^{※1}	構成比		
平成12年	260	100%	145	55.8%	84	32.3%
平成17年	218	100%	126	57.8%	69	31.7%
平成22年	220	100%	120	54.5%	64	29.1%
平成27年	204	100%	110	53.9%	50	24.5%
令和2年	180	100%	97	53.9%	51	28.3%
令和7年	137	100%	80	58.4%	45	32.8%

資料：平成12年から令和7年は農林業センサス（令和7年は9月時点数値）

※1：表中の平成12年から令和7年の戸数は、図1.3.1の農家数のうち農業所得額を回答した農家戸数を示しています。

年度	農家数・構成比		うち100万円以上			
	総農家数	構成比	うち300万円以上		戸数	構成比
			戸数	構成比		
令和17年（推定値） ^{※2}	127	100%	78	61.7%	51	40.8%
令和17年（計画値） ^{※3}	130	100%	80	61.5%	55	42.3%

※2：表中の令和17年（推定値）の各戸数は、図1.3.1の計画総農家数に対する構成比を予測して推定しています。

※3：表中の令和17年（計画値）の各戸数は、過去の計画値と昨今の農家数減少率を勘案して設定しています。

（1）中核的農家数

中核的農家は農業経営志向が高く、効率的かつ安定的な経営を行うとともに、経営モデルに該当する所得（300万円以上）を目標とする農家として、55戸（計画総農家数130戸の42%）と設定します。（図1.3.2）

（2）東久留米市農業の中心を担う農家数

年間農業所得が100万円以上の農業経営意欲のある農家を対象とし、80戸（計画総農家数130戸の62%）と設定します。（図1.3.2）

(3) 小規模農家

経営規模の小さな農家においても、10a 当たり 15～30 万円の農業販売金額を目標に、直売等により全ての農家が販売に取り組むことを目標とします。

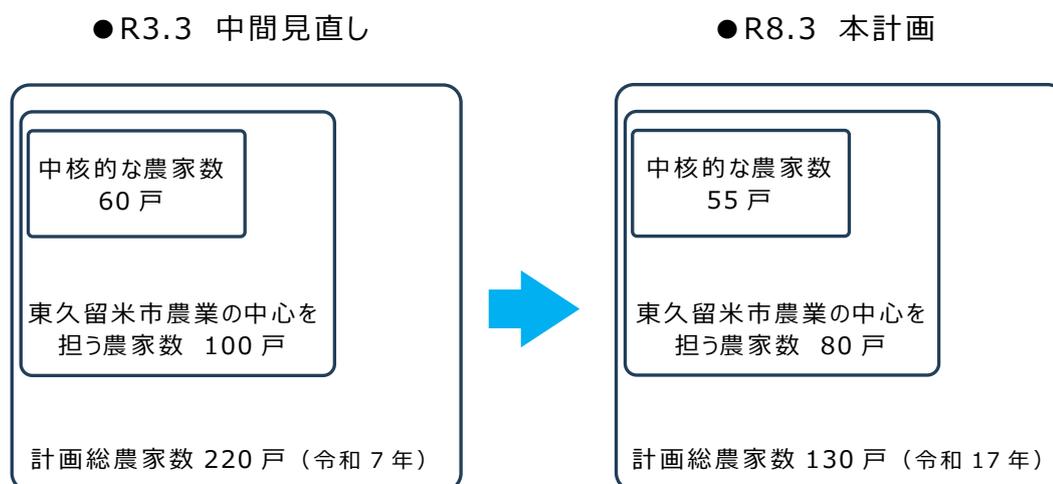


図 1.3.2 農家数の設定

2. 農地面積

農地面積は、令和7（2025）年で132.0haであり、平成27（2015）年から、10年間で32ha減少している状況（減少率19.7%）です。このまま推移すると、令和17（2035）年度には105.0haと予測されます。（図1.3.3）

引き続き、農地保全施策により農地の減少を抑制することで、令和17（2035）年度の目標農地面積を概ね110haと設定します。

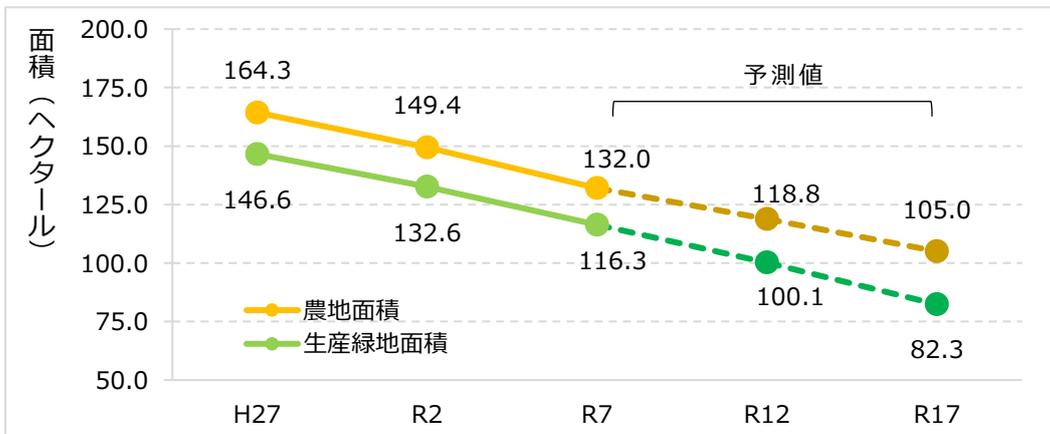


図 1.3.3 農地面積・生産緑地面積の推移
農業委員会・都市計画課資料より作成

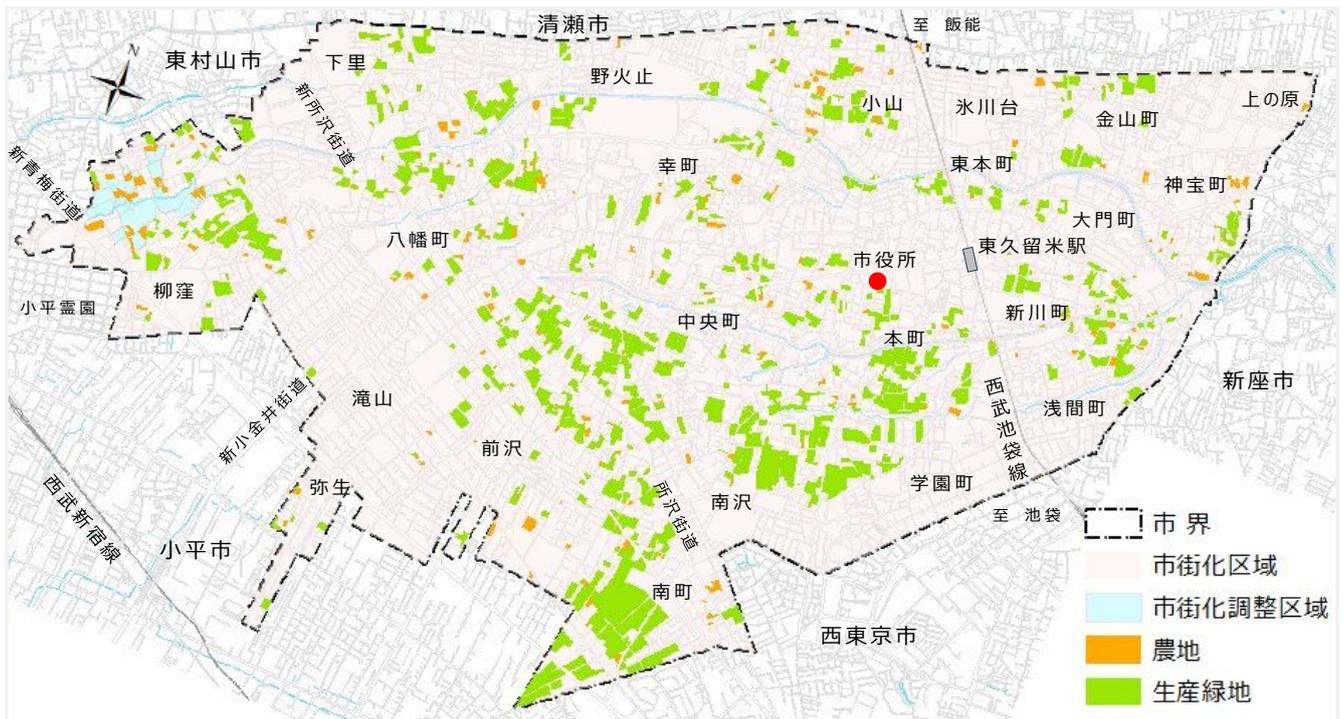


図 1.3.4 農地・生産緑地分布図
資料：農業委員会・都市計画課資料（令和6年1月現在）



1 市の農業を取り巻く環境の変化

1. 食料安定供給をめぐる情勢

わが国の食料需給については、世界的な人口増加や新興国の経済成長等により食料需要の増加が見込まれる中、気候変動による農産物の生産可能地域の変化や異常気象による大規模な不作等が食料供給に影響を及ぼす可能性があり、中長期的にはひっ迫することが予想され[※]、加えて、令和4(2022)年2月のロシアによるウクライナ侵攻等により、穀物や肥料など農業生産資材についても、価格高騰や原料供給国からの輸出の停滞等の安定供給を脅かす事態が継続しています。

このような背景のもと、消費者からの食料の安定供給などへの関心が一層高まるなか、農業者は、化学肥料の使用低減による地球環境への負荷低減、スマート農業技術や新品種の開発等を通じた生産性向上など、安定した食料確保のために、新たな取組が求められているところです。

2. 人口減少と少子高齢化

日本の人口は、令和2(2020)年の国勢調査では1億2,623万人となり、平成22(2010)年の1億2,806万人をピークに、人口減少社会に突入しています。

人口の減少は、生産力の低下や、消費市場の規模縮小といった経済への影響に留まらず、社会基盤の弱体化による地域社会の維持・存続が危ぶまれるなど、わが国全体の深刻な問題となっています。また、全国的に出生率の低下や、生産年齢人口(15~64歳)の減少、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)の上昇が続いており、今後も人口の減少と、少子高齢化が進むことが予想されています。

※ 出典：令和5年食料農業農村白書（農林水産省）

このため、農業においては、担い手となる後継者の育成や多様な人材の確保に加え、需要動向や産地間競争に対応できる優れた農業経営者の育成が必要となっています。また、人口減少に伴う国内市場の縮小に対応した農産物輸出の促進が求められています。

3. 消費者ニーズの多様化

人口の減少が進む中で、単身世帯、共働き世帯の増加を背景にライフスタイルが変化し、中食・外食需要の増加や、食の簡便化志向の高まりなど、食事への消費者ニーズの多様化がますます広がっています。

その一方で、遺伝子組換え農産物、ゲノム編集農産物に係る食品表示や、産地・製造地表示への消費者の関心は高く、国産原材料を使用する動きの高まりなど、食の安全・安心への配慮が求められており、生産者においては、食品の安全性などを確保するため、環境保全型農業への取組などにより、安心・安全な農産物の供給が望まれています。

4. ふれあい型農業への関心の高まり

政府の調査によると、新型コロナウイルス感染症の影響をきっかけに、三大都市圏に住む人の地方移住への関心が高まっています。

また、近年、観光農園など農業と触れ合う体験型農業や、援農、テレワークやサテライトオフィスをきっかけとしたグリーンツーリズム、二地域居住、地方移住など、都市住民の関心を通じて、地域社会との関係人口の拡大が進んでいます。このように、周辺都市を含め、住民等が農業・農村に関わることで、農村のファンとも言うべき「農村関心層」を創出し、農村関係人口の創出・拡大や関係の深化を図っていくことが求められています。

5. 農業が担うべき多様な役割の変化

都市農業は、農産物を供給するだけでなく、環境保全や防災など、多様な役割を担う産業として、近年見直されています。国では、平成 28（2016）年に策定した「都市農業振興基本計画」の中で、都市農業の有する多様な機能として、①農産物の供給機能、②農業体験・交流機能、③農業への理解の醸成機能、④良好な景観の形成機能、⑤国土・環境の保全機能、⑥農地の防災機能の6つを挙げ、その機能を十分に発揮していくことを目指しています。

6. 自然災害の脅威

近年、地球温暖化等による気候変動や、頻発する自然災害により、農作物の高温障害、風水害など農業生産は様々な影響を受けています。こうした農業を脅かすリスクに対応するため、減災対策や危機管理、農業経営におけるセーフティネットなど、気候変動適応策の構築が重要です。

2 東久留米市の現況

1. 位置・沿革

本市は、武蔵野台地のほぼ中央部に位置し、東京都心から北西へ約 24 km、北多摩の北東部に位置しています。東は西東京市と埼玉県新座市、西は東村山市、南は西東京市と小平市、北は野火止用水をはさんで清瀬市と埼玉県新座市に接し、東西は 6.5 km、南北は 3.5 kmの長さで、都市計画区域面積（市内全域）は約 12.88 km²です。（図 2.2.1）



図 2.2.1 東久留米市の位置

本市は、江戸時代の野火止用水建設により、大規模な開墾が行われ、幕府御鷹場と大都市江戸の食料供給地の役割を担うようになり、明治時代までは、豊かな自然とともに台地では畑作が、低地では湧水など豊かな水資源により稲作が営まれ、東京府に編入されるまで幾多の変遷を経ながら久留米村として安定的に発展してきました。武蔵野鉄道（現、西武池袋線）の開通により、大正後期から昭和初期にかけて、軍事施設やその関連工場、学校などの都市的な機能が移転してきますが、本市は、農村としての性格が強い都市のままです。

その後、東京近郊の農村の姿を留めていた久留米村は、第 2 次世界大戦後に人口が増加し、昭和 31（1956）年には町制が施行されるとともに、町内にはひばりが丘団地・東久留米団地・滝山団地・久留米西団地等が次々と建設されると、都市開発とともに昭和 45（1970）年までの 10 年間で町の人口は、1.9 万人から 7.8 万人と 4.1 倍に増加し、日本で最も人口の多い町に発展していきました。そして、昭和 45（1970）年には市制が施行され、現在まで半世紀以上が経過してきたところです。

現在では東京区部のベッドタウンとしての性格が強く、農業地域類型は都市的地域に分類されるようになり、市の人口は 11.6 万人（令和 7(2025)年現在）、土地利用は市域の 88%を住宅用地などの都市的土地利用が占め、農地や山林等の自然的土地利用は 12%に留まっている状況です。（令和 6(2024)年現在）（表 2.2.1、表 2.2.2）

表 2.2.1 人口推移

各年 1 月 1 日 単位：世帯、人

	世帯数	人口		世帯数	人口
平成28年	52,915	117,128	令和3年	55,414	117,007
平成29年	53,225	116,867	令和4年	55,777	117,091
平成30年	53,708	116,830	令和5年	56,093	116,839
令和元年	54,257	116,896	令和6年	56,510	116,512
令和2年	54,784	116,916	令和7年	56,959	116,325

資料：市民課

表 2.2.2 地目別土地利用面積

各年1月1日 単位：km²

	市 全 域					
		宅地	田	畑	山林	その他
令和元年	12.88	7.39	-	1.53	0.16	3.80
令和2年	12.88	7.39	-	1.51	0.16	3.82
令和3年	12.88	7.42	-	1.47	0.16	3.83
令和4年	12.88	7.45	-	1.44	0.16	3.83
令和5年	12.88	7.48	-	1.41	0.16	3.83
令和6年	12.88	7.50	-	1.37	0.16	3.85
構成比(R6)	100.0%	58.0%	0.0%	11.0%	1.0%	30.0%

資料：課税課

2. 東久留米市の農業の現状

(1) 農 家

1) 農家数

令和7（2025）年の農林業センサスでは、本市の農業収入のある販売農家数は124戸で、市全世帯の0.2%を構成しています。全農家戸数の70.5%が販売農家ですが、平成27（2015）年と比べると、最近10年で販売農家は、186戸から124戸に減少している状況（減少率33%）です。なかでも、主業経営体数は、84戸から17戸と80%も減少しています。一方で、準主業経営体数は11戸から64戸と急増しています。（表2.2.3）

表 2.2.3 農家数の推移

各年2月1日 単位：戸

	総農家数	自給的農家	販売農家			計
			主業経営体数	準主業経営体数	副業経営体数	
平成17年	295	77	72	34	112	218
平成22年	299	79	77	42	101	220
平成27年	275	89	84	11	91	186
令和2年	241	72	15	92	62	169
令和7年	176	52	17	64	43	124
構成比(R7)	100.0%	29.5%	9.7%	36.4%	24.4%	70.5%

資料：農林業センサス（令和7年は9月時点数値）

2) 農家人口

市の販売農家人口は、平成22(2010)年と比べると、最近10年で959人から634人に減少しています(減少率34%)。年齢別では、高齢者である65歳以上が247人と、販売農家人口の38.9%を占めており、次点の50歳以上64歳以下の164人を含めると、今後10年間で、農家の高齢化が一層進むことが予想されます。(表2.2.4)

表 2.2.4 年齢別販売農家人口の推移

各年2月1日 単位：人(販売農家数は戸)

	販売農家数	年齢別世帯員数				計
		29歳以下	30-49歳	50-64歳	65歳以上	
平成12年	260	388	331	207	334	1,260
平成17年	218	280	238	186	297	1,001
平成22年	220	250	189	212	308	959
平成27年	186	173	140	202	237	752
令和2年	169	123	100	164	247	634
構成比(R2)	-	19.4%	15.8%	25.9%	38.9%	100.0%

資料：農林業センサス

*計画策定段階では令和7年速報値未公表のため、掲載は令和2年まで

3) 経営規模別農家数

令和7(2025)年の農林業センサスによると、本市の販売農家の一農家当たりの経営耕地面積では、0.5ha以上1.0ha未満が54戸と最も多く(構成率30.7%)、次点で0.3ha以上0.5ha未満が32戸(構成率18.2%)、1.0ha以上2.0ha未満が27戸(構成率15.3%)となっています。いずれの経営規模も、経年的に農地の減少に伴い、農家数は減少傾向にあります。(表2.2.5)

表 2.2.5 経営規模別農家数の推移

各年2月1日 単位：戸

	総農家数	自給的農家 0.3ha未満	販売農家				計	
			0.3ha未満	0.3-0.5ha	0.5-1.0ha	1.0-2.0ha		2.0ha以上
平成12年	369	109	12	62	111	66	9	260
平成17年	295	77	14	57	90	51	6	218
平成22年	299	79	18	59	86	50	7	220
平成27年	275	89	15	42	84	39	6	186
令和2年	241	72	13	41	73	34	8	169
令和7年	176	52	7	32	54	27	4	124
構成比(R7)	100.0%	29.5%	4.0%	18.2%	30.7%	15.3%	2.3%	70.5%

資料：農林業センサス(令和7年は9月時点数値)

(2) 経営農地

市の販売農家の経営耕地面積は、平成 27（2015）年と比べると、最近 10 年で宅地転用等により、154ha から 104ha に減少している状況（減少率 32%）です。一方、販売農家の戸当たり面積は、最近 10 年間で 0.75ha/戸から 0.77ha/戸へと拡大傾向にあります（増加率 3%）。（表 2.2.6）

表 2.2.6 経営耕地面積と戸当たり面積の推移

各年2月1日 単位：ha

	経営耕地面積 (ha)			戸当たり面積 (ha/戸)		
	自給的農家	販売農家	計	自給的農家	販売農家	全農家
平成12年	19	209	228	0.17	0.80	0.62
平成17年	12	166	178	0.16	0.76	0.60
平成22年	11	165	176	0.14	0.75	0.59
平成27年	14	140	154	0.16	0.75	0.56
令和2年	11	133	144	0.15	0.79	0.60
令和7年	8	96	104	0.15	0.77	0.59
構成比(R7)	7.7%	92.3%	100.0%			

資料：農林業センサス（令和7年は9月時点数値）

(3) 担い手

1) 農業就業者

市の販売農家の就業人口は、令和 7（2025）年の農林業センサスによると、241 人のうち、15 歳以上 64 歳以下の就業人口は 104 人（構成率 43.2%）、65 歳以上が 137 人（構成率 56.8%）となっており、半数以上が高齢就農者となっています。（表 2.2.7）

そのうち、男女別就業人口は、令和 7（2025）年の農林業センサスによると、男女比 6：4 で構成されているものの、平成 12（2000）年から令和 7（2025）年までの期間で、女性就農者が男性就農者と比較して大幅に減少しています。（表 2.2.8）

2) 認定農業者

認定農業者は、令和 6（2024）年度で、51 経営体となっています。（表 2.2.9）

表 2.2.7 販売農家の年齢別就業人口

各年2月1日 単位：人（販売農家数は戸）

	販売農家数	年齢別就業人口				計
		15-29歳	30-49歳	50-64歳	65歳以上	
平成12年	260	59	254	205	274	792
平成17年	218	38	189	174	244	645
平成22年	220	9	98	145	227	479
平成27年	186	13	72	153	170	408
令和2年	169	4	42	108	179	333
令和7年	124	3	41	60	137	241
構成比(R7)	-	1.3%	17.0%	24.9%	56.8%	100.0%

資料：農林業センサス（令和7年は9月時点数値）

表 2.2.8 販売農家の男女別就業人口

各年2月1日 単位：人

	男性	女性	計
平成12年	416	376	792
平成17年	335	310	645
平成22年	248	231	479
平成27年	221	187	408
令和2年	206	127	333
令和7年	153	88	241
構成比(R7)	63.5%	36.5%	100.0%

資料：農林業センサス（令和7年は9月時点数値）

表 2.2.9 認定農業者数

令和6年度

認定年度	経営体数	認定者（個人）	法人
認定農業者数	51	49	2

資料：産業政策課

（4）農業産出額

農業産出推計額は、令和5（2023）年度では72千万円となっており、平成27（2015）年度以降減少基調にあります。（表2.2.10）

品目としては、面積、産出額を見ても「ハウレンソウ」「コマツナ」が本市を代表する品目となっています。（表2.2.11）

表 2.2.10 農業産出額の推移

単位：千万円

	いも類	野菜	果実	花き	肉用牛	乳用牛	合計
H27	7	100	8	7	1	1	127
H28	5	94	9	7	1	1	119
H29	4	91	10	7		1	114
H30	3	74	10	6		1	96
R元	12	52	10	7	1		84
R2	14	56	9	5			87
R3	8	42	8	6			67
R4	10	51	9	6			79
R5	7	51	8	6			72

資料：市町村別農業産出額（農林水産省、東京都）

表 2.2.11 令和5年度産 主要農産物の生産状況

品目	面積 (ha)	収穫量 (t)	産出額 (百万)
ホウレンソウ	24.8	268	79
コマツナ	11.9	214	58
ダイコン	10.4	420	27
スイートコーン	9.9	86	19
ブロッコリー	9.3	91	32
エダマメ	8.1	73	53
バレイショ	6.2	119	13
キャベツ	5.6	234	14
カブ	5.5	130	14
サトイモ	5.3	52	15

資料：東京都生産物状況調査

3. これまでの市の農業施策における事業実績

これまでの市の農業振興計画は、「市民みんなで未来につなげる都市農業」を将来像として平成28（2016）年3月に策定され、以降、中間見直しを実施（令和3（2022）年3月）されてきました。見直し計画では、将来像を実現するために「①魅力ある農業経営づくり」「②市民生活を支える農地の維持、保全」「③暮らしに潤いをもたらす農業の展開」「④東久留米市農業振興計画の推進」を施策の柱としていました。

なかでも「重要度、緊急度、優先度の高い計画」、「農業振興において効果や広がりのある計画」、「農業者と市民の相互理解が深まる計画」等の視点から9つの重点事業を設定し、その実現に向けて様々な施策を展開してきました。ここでは、このような施策の実施状況について、以下に整理します。

（1）魅力ある農業経営づくり

① 活力ある経営体の育成

- 中心的農業者や認定農業者を対象に、トラクター等の農業機械の導入やハウス等の農業用施設の更新工事などへの補助を、中核的・中心的農業者支援事業として実施し、経営体の近代化、改善を通じて生産環境の整備を実施しました。
- 将来に渡り安定的かつ戦略的な農業経営を図る認定農業者の拡大を目指し、説明会やフォローアップ相談会を開催しました。
- 認定農業者で組織される「認定農業者の会」の運営支援を行うほか、「農業経営者クラブ」との合同で開催される研修会の支援を実施しました。
- 原油価格・物価高騰対応農業用機器等整備支援事業により、コロナ禍における原油価格や物価高騰による農業経営への影響を緩和する措置を講じました。

② 後継者、担い手の育成

- 国や東京都、J A 東京みらい（以下、「J A」という。）と連携の上、農業者に対して各種研修に関する情報提供を実施した。優れた農業経営を確立する「東京都指導農業士制度」を周知し、担い手の育成を支援しました。

- 一般社団法人東京都農業会議の後継者顕彰制度を活用し、より一層の農業経営にまい進できるよう、農業委員会において候補者を推薦しており、顕彰者で組織される「農業経営者クラブ」の運営を支援していました。
- 農福連携について、多様な参加者や援農内容を把握するため意向調査を実施しました。

③地域性を生かした農業生産

- 環境に配慮した農業を推進するため、農業用資材、有機質堆肥の購入に係る経費の支援を実施し、生産コスト縮減を支援しました。
- 農業者の労働力を確保するため、東京都農林水産振興財団が実施する地域援農ボランティア養成事業（東京の青空塾）の活用し、東久留米市援農ボランティアの育成を実施しました。

④消費者と結びついた流通、販売

- 市内に60か所以上の直売所に対し、直売所マップを作成してPRに努めました。
- 直売所等の充実支援として、ロッカー型自販機の整備補助を開始しました。
- 「認定農業者の会」、「農業経営者クラブ」等と連携し、地場産野菜の即売会（夕市）（昼市）の開催を支援し、消費者に対し地場産農産物の販売を促進しました。
- 全市立小・中学校で、市内産農産物を使用した給食を食べる「くるめ産給食の日」を実施しています。また、学務課と農業者の情報交換を実施、学校給食用物資納入事業者登録を支援しました。
- 移転・売場を拡大した共同直売所「JA東久留米新鮮館」に対し、都市農業活性化支援事業補助金にて支援を実施しました。

（2）市民生活を支える農地の維持、保全

①生産緑地の維持、保全

- 相続税の納税猶予を受けられる生産緑地法に基づく「特定生産緑地制度」を、様々な機会をとらえ制度の周知を実施しました。

- 毎年 11 月頃に実施する都市計画審議会に諮り、生産緑地の指定を実施しました。

②農地の保全と有効活用

- 東京都による補助事業を活用し、農地保全に結び付く施設整備支援を行いました。
- 東京都の制度を活用し、広域援農ボランティアの案内及び募集を行いました。

③農地の貸借の仕組みづくり

- 令和 3 年度より貸借意向調査を実施し、貸し手と借り手のマッチングに取り組みました。
- 農業関係機関や近隣市と、農地貸借制度の意見交換会を実施し、制度設計の検討を実施しました。
- 関係機関と連携し、広報紙を通じて都市農地貸借円滑化法の周知を実施しました。

④まちづくりとの連携

- 農地を、避難空間として大規模災害時に活用できるよう「防災協力農地」として指定しました。

(3)暮らしにうるおいをもたらす農業の展開

①東久留米市農業の PR と交流の場づくり

- 農業者と市民の交流の場として、畑などで行われる収穫体験や即売会の農業イベント情報について、広報や市ホームページ・SNS で情報発信をしています。
- 東久留米西口駅前ナイトマルシェ（地域産業推進協議会主催）を開催し、地場産野菜の販売支援を通じて、交流の場づくりや地産地消を推進しました。
- 直売所マップ（農さんぼマップ）のデジタル化（ウォーキングアプリへの掲載）を進めました。

②ふれあいの場の確保と拡大

- 体験型農園に関する説明会を実施し、農園数の拡大に結び付けました。また、市のホームページを通じて、都市住民等へ農園利用の発信を行っています。
- 市民農園については、土地所有者から借用して運営しており、所有者の意向により返還（閉園）した場合には、市域の配置バランスを考慮しつつ新たな市民農園の開園に結び付けるなど、農園数の維持に努めています。

- 学校給食用物資納入業者登録制度について、関係機関と連携し、農業委員会だよりで周知しています。
- 全市立小・中学校で、地場産農産物を使用した「くるめ産給食の日」を実施しており、市と農業者の情報交換を通じて、学校給食用物資納入事業者登録を支援しました。
- 市内において、地場産農産物の利用促進について検討を実施しました。

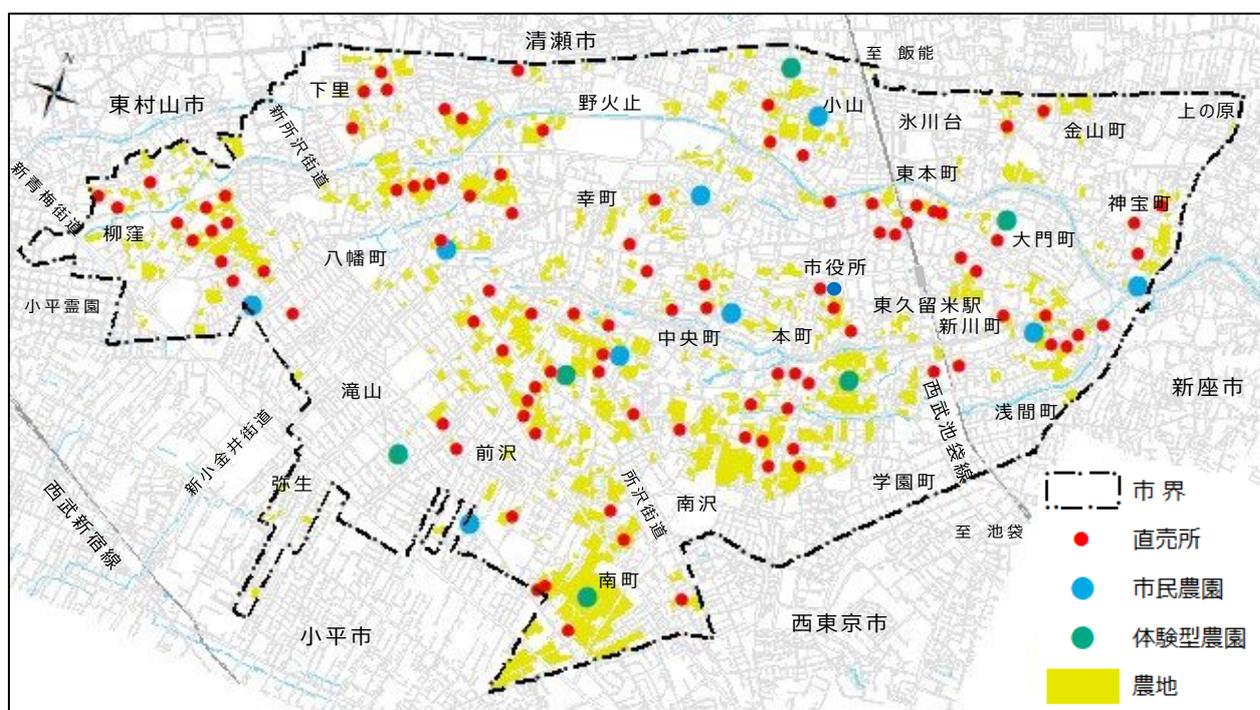


図 2.2.2 直売所・市民農園・体験型農園分布図 (S=No Scale)

資料：産業政策課

③都市環境へのうらおいの提供

- 緑地と一体となって武蔵野の風景を形成している農地については、東久留米市第三次緑の基本計画及び東久留米市緑地保全計画において、保全の対象としました。

(4) 東久留米市農業振興計画の推進

- 毎年度、農業振興計画推進協議会を開催し、農業振興計画の推進に向けた検討、進捗状況の管理を実施しています。

3 市の農業の課題の抽出

統計資料やこれまでの農業振興施策の事業実績のほか、新たに調査を実施した農業者意向調査、市民意識調査、消費者対面アンケート調査を通じて、市の農業の課題を以下に整理します。

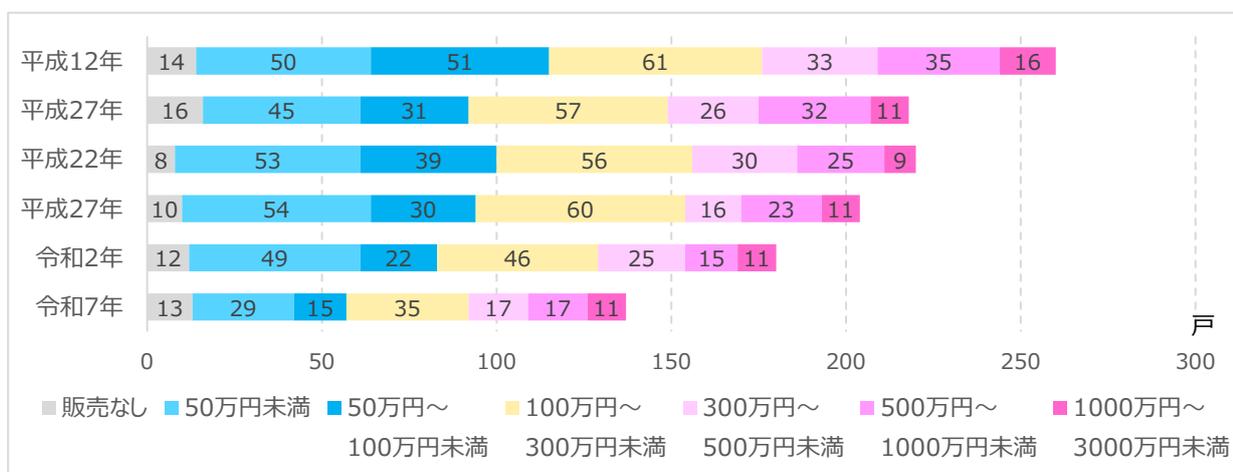
1. 魅力ある農業経営づくりの課題

課題1-① 農業の担い手の確保

市では、農産物販売金額の比較的少ない農業者数が年々減少（図 2.3.1）しており、収益力の高い農業経営基盤を確立することが課題です。

また、農業者の担い手の状況についても、農業生産年齢人口（15～64歳）が年々減少（P16 表 2.2.4）している状況下で、後継者不足も深刻化しています。農業者意向調査によると、農業者の35%が後継者不在（継ぐ予定はない+後継者がいない）としており、「後継者がいるがわからない」の22%と合わせると、57%の農家に後継者の目途が立っていない状況（表 2.3.1）です。本市の農業の持続可能性を高めるためには、後継者の確保・定着に取り組むとともに、農業法人や女性農業者など、多様な担い手の確保に取り組む必要があります。

一方、農業の担い手不足が懸念されるなか、農業者は一定の技量がある援農者を必要な時期に確保することを望んでいること（表 2.3.2）、市民には一定の援農意向があること（表 2.3.3）などから、引き続き農業の労働力確保に繋がる市民の援農活動を支援する必要があります。



資料：農林業センサス（令和7年は9月時点数値）

図 2.3.1 農産物販売金額規模別農業者数の推移

表 2.3.1 農業後継者の状況

N= 129

考え方	回答数	構成比
後継者がいる	55	43%
後継者が既に従事している	37	29%
いずれ継ぐ予定である	18	14%
後継者がいない	45	35%
継ぐ予定はない	19	15%
後継者がいない	26	20%
わからない	29	22%

資料：令和6年12月農業者意向調査

表 2.3.2 農業者の担い手や労働力に対する考え方〈複数回答〉

N= 123

考え方	回答数	構成比
自ら労働力を確保して営農する農家		
農業者自らできるだけ頑張る	102	83%
機械化や省力化を図る	64	52%
後継者が中心となり労働力を確保する	48	39%
新たな雇用により労働力を確保したい農家		
ボランティアの協力を得たい	25	20%
パートやアルバイトを雇う	20	16%

資料：令和6年12月農業者意向調査

表 2.3.3 市民の農作業の関心について

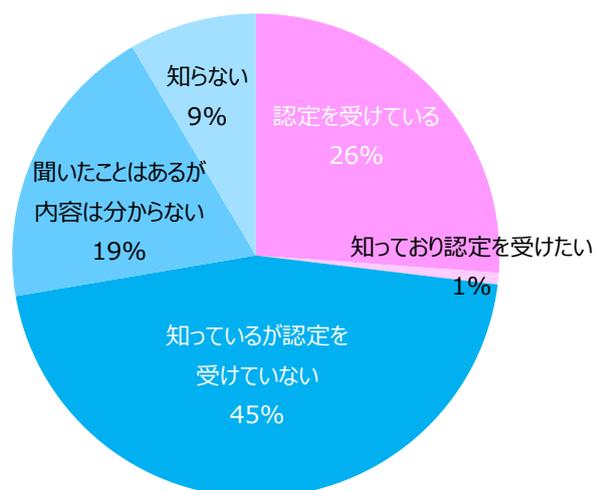
考え方	回答数	構成比
関心あるが時間がない	278	38%
興味はない	273	37%
アルバイト（有償）として農業をやってみたい	130	18%
ボランティア（無償）で農業をやってみたい	55	7%
計	736	100%

資料：令和6年12月市民意識調査

課題 1 - ② 認定農業者の確保

認定農業者制度の資格要件となる農業所得額 300 万円以上の農業者の割合は、減少基調（図 2.3.1 注：農産物販売金額）にあります。農業経営基盤強化資金の低利融資、税制上の特例措置、農業者年金の保険料支援を通じて安定的な農業経営を支援するため、市ではこのような志向のある販売農家に対し、認定農業者制度を活用し、経営所得安定対策を講じているところです。

農家意向調査によれば、約 3 割の農家は認定農業者ですが、認定を受けていない農家が約 5 割、制度のことは聞いたことがあるが内容を知らない農家や、全く制度を知らない農家が 3 割程度確認されています。（図 2.3.2）このため、地域ぐるみで認定農業者の確保に努める必要があります。



資料：令和 6 年 12 月農業者意向調査

図 2.3.2 認定農業者制度の認識

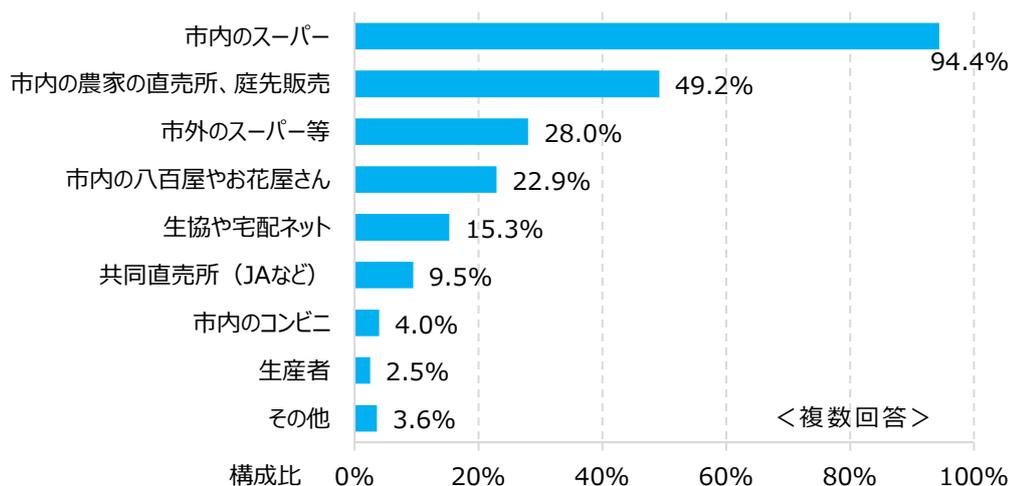
課題 1 - ③ 地場産農産物販売の拡大

市民意識調査によれば、農産物の購入先は、市民の9割以上が「市内のスーパー」と回答し、次点で「市内の農家の直売所、庭先販売」（約5割）、「市外のスーパー等」（約3割）となっており、直売所における農産物の購入は多い状況です。（図 2.3.3）

市内には、60 か所以上の直売所がありますが、市民の直売所の利用頻度は、週1回以上の利用が約2割、たまに利用している市民が半数以上と、多くの需要に応えています。（図 2.3.4）

この需要の多さは、約7割の市民が販売されている農産物の「新鮮さ」を購買理由に挙げており、また「値段が安い」（約5割）、「品質が良い、おいしい」（約3割）など地場産農産物ならではの有利販売が実現できていると言えます（図 2.3.4）。このように、直売所は市民の台所でもあり、地場産農産物の販売機会を十分に有していると言えます。

このため、農家の特色を生かした、個性的な農産物直売所の利用度向上を図るための継続的なPRも必要であり、さらに将来的に市内スーパーや学校給食などへ出荷しようとする農家の考え方も少ない状況にあることから、地産地消の観点からも流通販売の拡大を図る必要があります。（図 2.3.5）



資料：令和6年12月市民意識調査

図 2.3.3 市民の農産物購入先

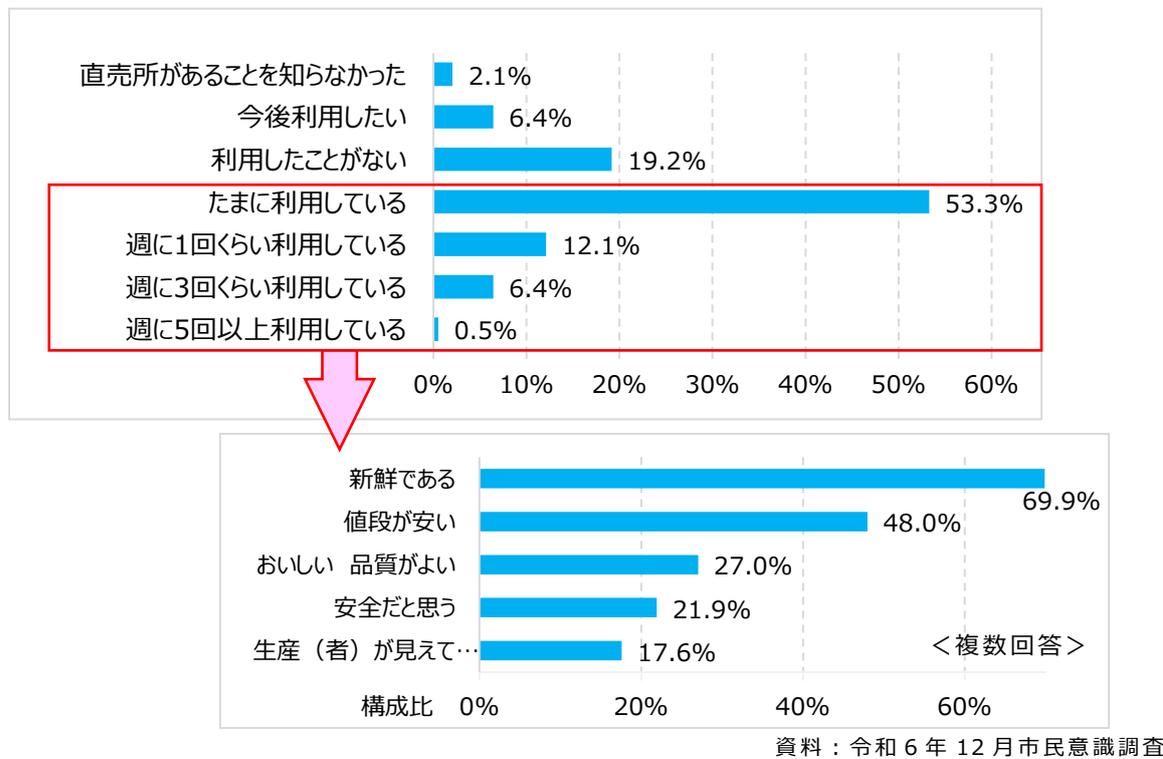


図 2.3.4 直売所の購入頻度と直売所の購入理由

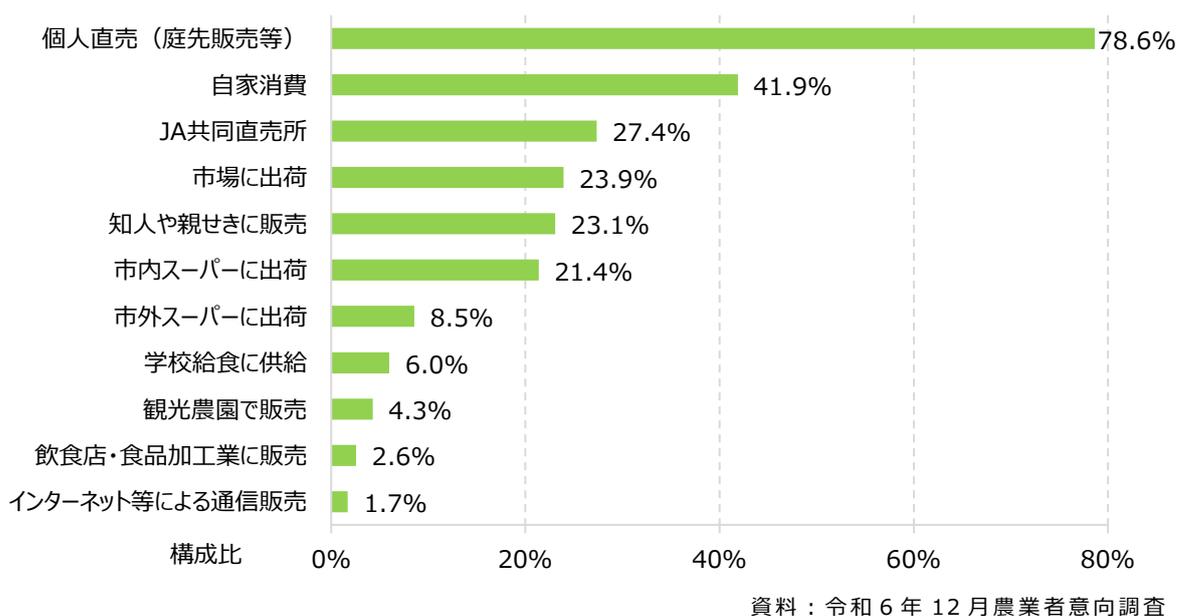
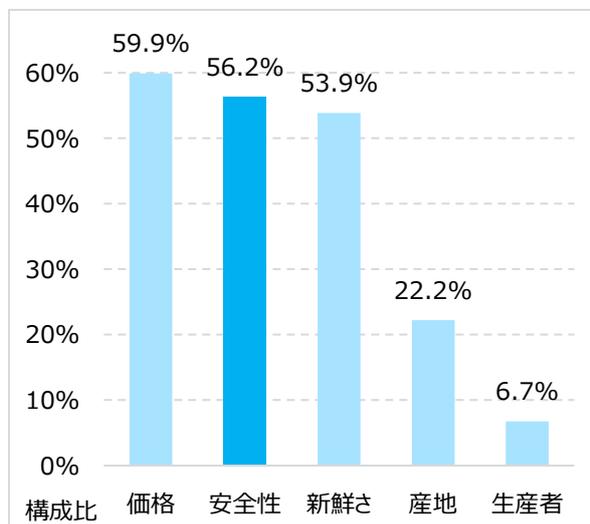


図 2.3.5 農家が予想する将来の主要農産物の出荷先

課題1-④ 安全安心な農産物の販売拡大（環境保全型農業の推進）

消費者は、地場産の農産物を購入する際は、物価上昇の影響から「価格」を1番に重視する傾向にありますが、次いで、どのような安全な方法で栽培したのか、農産物の「安全性」に強い関心が寄せられています。（図2.3.6）

生産者の販売機会拡大のためにも、生産者が食の安全に寄り添った農薬や肥料の使用を行ったうえで消費者にその情報を示し、他産地との差別化を図っていく必要があります。



資料：令和6年12月消費者対面アンケート調査

図2.3.6 地場産農産物購入の際に重視する点

市では、堆肥の施用や、農薬使用回数を減らすなど環境保全型農業に約5割程度の農家が取り組んでいますが（図2.3.7）、様々な理由から約5割の農家が、環境保全型農業に取り組んでいない状況です。（図2.3.8）

また、東京都エコ農産物認証制度に対し、取り組んでいる農家は、全体の約1割程度であり、今後の取組周知や、防虫網などの被覆、天敵や天然物質由来農薬等の利用の普及、堆肥などの有機物、緑肥の施用方法など営農技術の普及が課題であると言えます。（図2.3.9）

	戸数
取り組んでいる	67
知っているが取り組んでいない	37
興味・関心がない	17
以前は取り組んでいたが、今は取り組んでいない	1
計	122

←

＜複数回答＞

	戸数
堆肥や緑肥で土づくりをしている	48
農薬使用回数を減らしている	39
化学肥料使用量を減らしている	34
農薬不使用で生産している	9
化学肥料不使用で生産している	4
計	134

資料：令和6年12月農業者意向調査

図2.3.7 環境保全型農業の取り組んでいる農家戸数

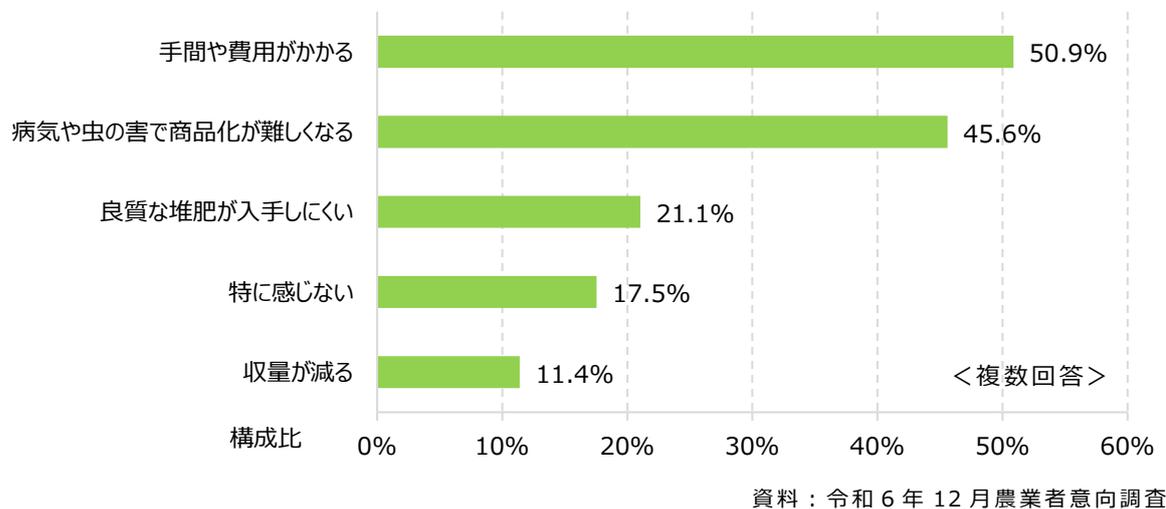


図 2.3.8 環境保全型農業が実行しにくい点

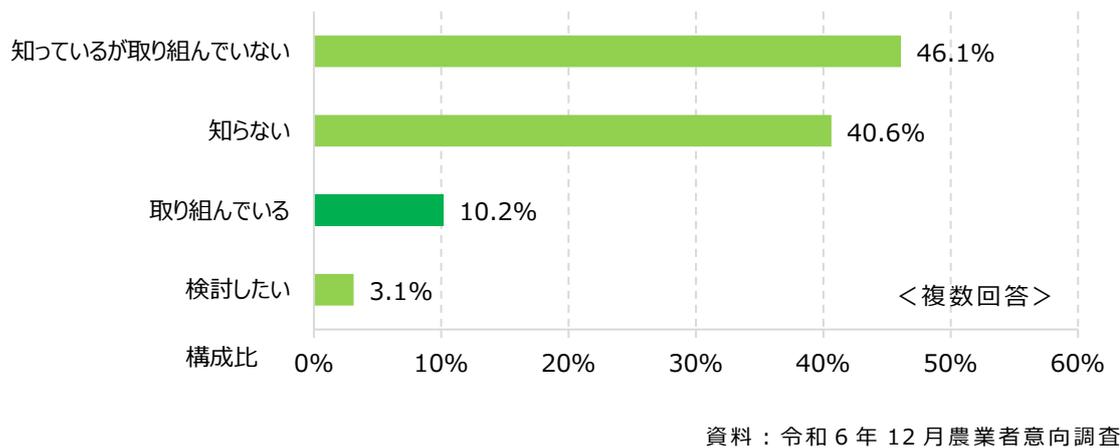
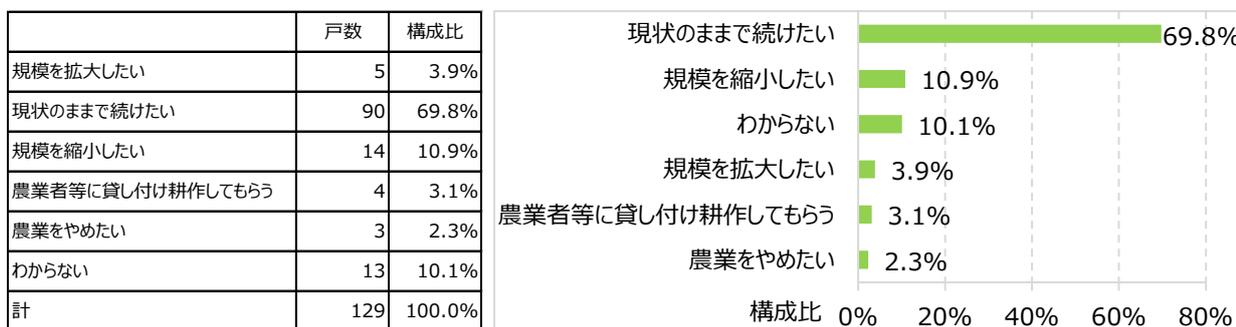


図 2.3.9 東京都エコ農産物認証制度の取組状況

2. 市民生活を支える農地の維持、保全の課題

課題2-① 相続税等対策の支援

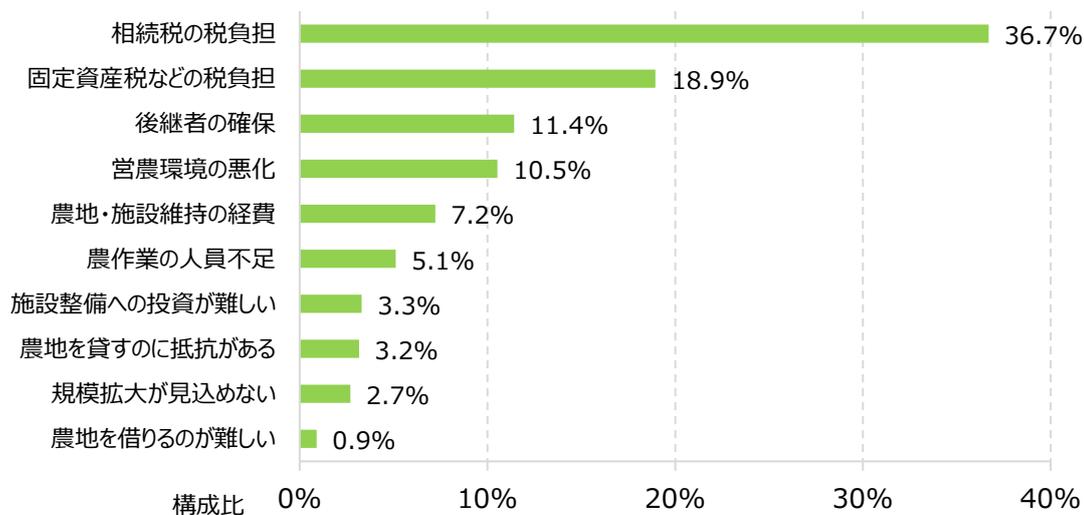
農業者意向調査では、将来的に農業経営を「現状のままで続けたい」は90戸（69.8%）、「農業をやめたい」と考えている農業者は3戸（2.3%）、「わからない」と回答した農業者は13戸（10.1%）でした。（図2.3.10）



資料：令和6年12月農業者意向調査

図2.3.10 農業・農地に期待すること

将来も、現状の規模により農業経営を志向する農業者が多いなか、高齢農家の経営者が多いことから、離農や経営規模を縮小する考えの農業者も含め、相続税の税負担や、固定資産税の税負担に対する対策が、農地保全の課題の一つであると言えます。（図2.3.11）



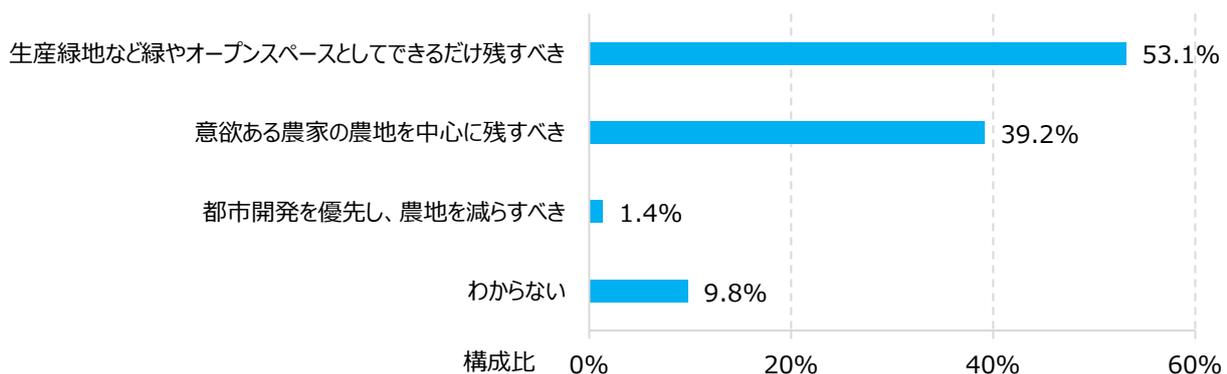
資料：令和6年12月農業者意向調査

図2.3.11 今後の農地保全や営農上の課題

課題2-② 農地貸借制度の普及啓発

農地に対する消費者の考えは、都市開発により農地を減らしていくのではなく、積極的に保全すべきという意見が圧倒的（図 2.3.12）ではありますが、農地保全の観点から、農地面積の減少を抑制し、経営資源である農地を確保するためには、地価が高い市街化区域の農地は、「所有から貸借」へ経営資源の確保のありかたを変えていく必要があります。

しかし、縁故地縁者への貸与を除き、見知らぬ者へ賃貸やその管理に不安を抱く農業者も多く、借りたくても借りることができないとする農業者の意見も確認されます。（図 2.3.11）このため、貸借制度の普及啓発が課題となっています。



資料：令和6年12月消費者対面アンケート調査

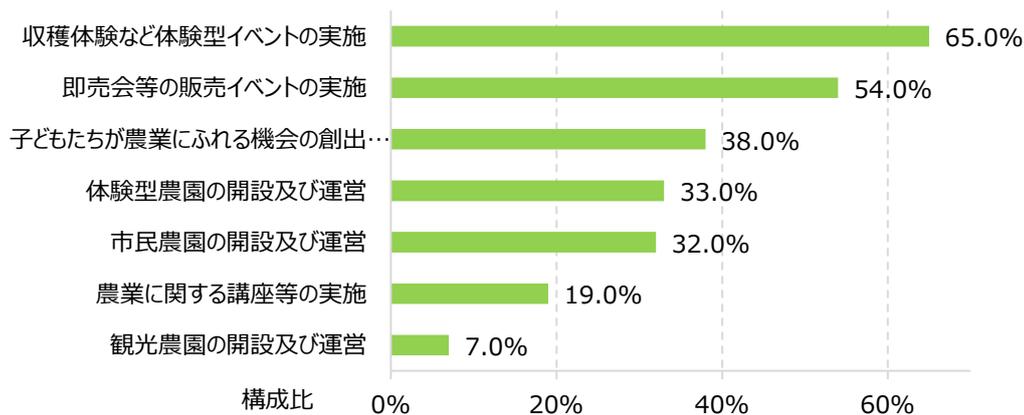
図 2.3.12 消費者の農地に対する考え方

3. 暮らしにうるおいをもたらす農業の展開の課題

課題3-① 体験型イベント、販売イベントの実施

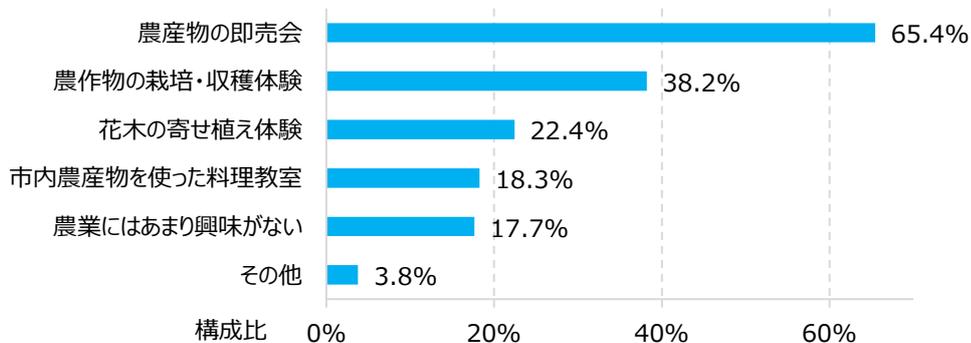
農業者意向調査によると、本市の農家は、収穫体験など体験型イベントや即売会等の販売イベントの実施、子どもたちが農業にふれる機会の創出、体験型農園の開設及び運営、市民農園の開設及び運営といった回答が多く、都市農業に対する市民の理解や、まちづくりに農地を活用していくことが望まれています。（図 2.3.13）また、市民意識調査によると、市民は農産物の即売会、農作物の栽培・収穫体験、花木の寄せ植え体験、市内農産物を使った料理教室など、農業イベントの機会を求めています。（図 2.3.14）

市民が農業にふれあうことは、農業への理解を深めるために重要であり、特に次世代を担う子供たちの農業体験などは、継続的に実施する必要があると考えられます。



資料：令和6年12月農業者意向調査

図 2.3.13 農業者が地域住民とのふれあい型農業について望むこと



資料：令和6年12月市民意識調査

図 2.3.14 市民が参加したい農業イベント

課題3-② 学校給食等での新鮮で安全な農産物の供給

市民意識調査によると、市民の約4割が、新鮮で安心な地場産農産物が学校給食などで提供されていることに強い関心を示しています。（図2.3.15）また、農業者意向調査においても、今後の農業や農地が持つ役割は、「新鮮で安全な農産物の供給」とする農家の考え方も多く確認されました。（図2.3.16）

しかし、学校給食への関心は高いながら、農業者の出荷先としては、いまだ少ない状況であること（図2.3.5）から、安定的に供給できる体制整備が課題であると言えます。

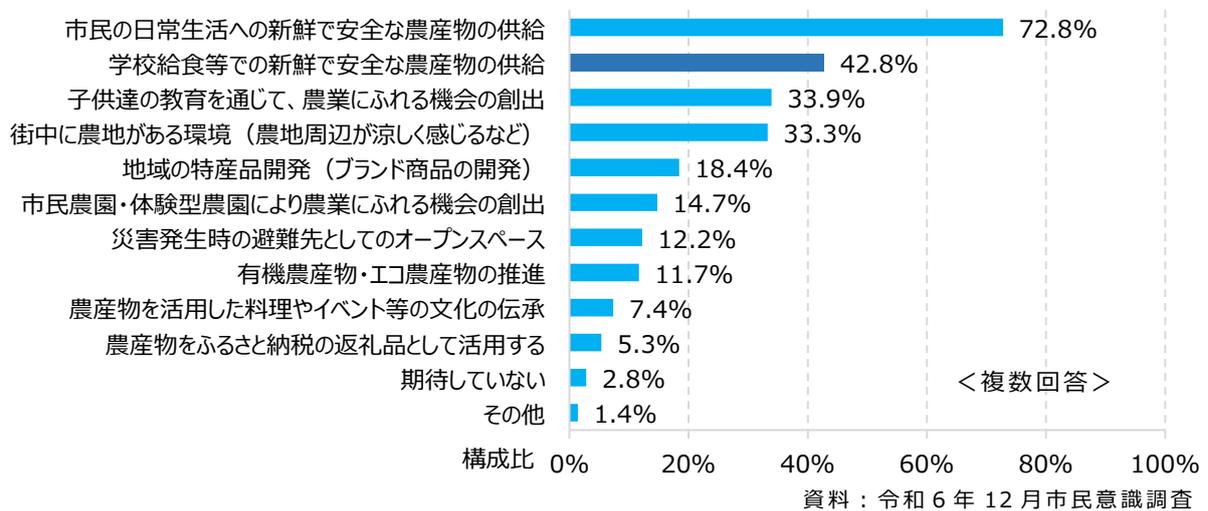


図2.3.15 今後の農業に期待すること

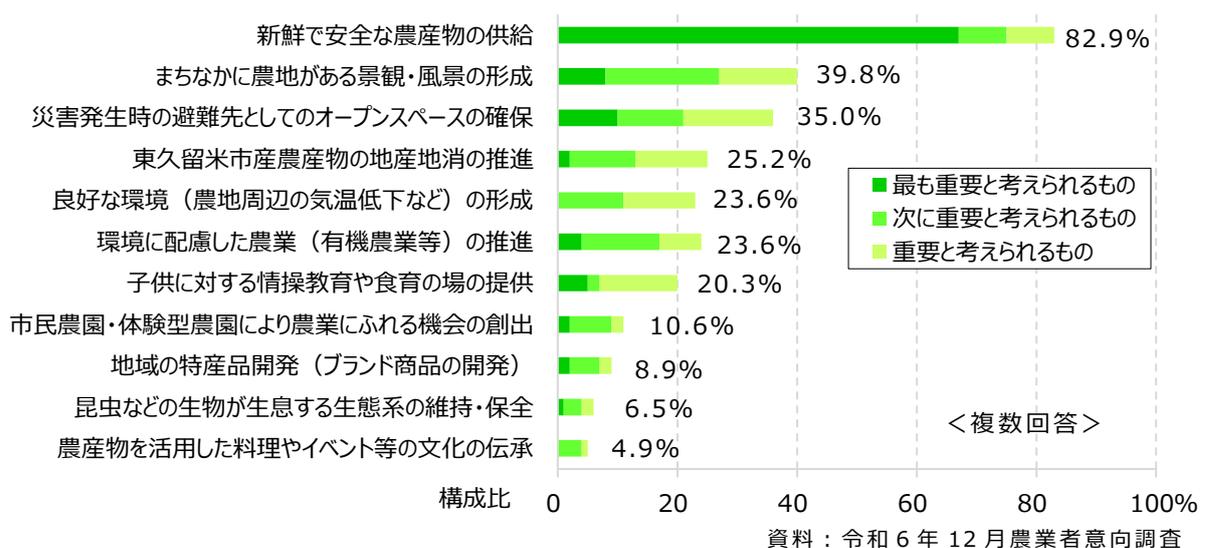
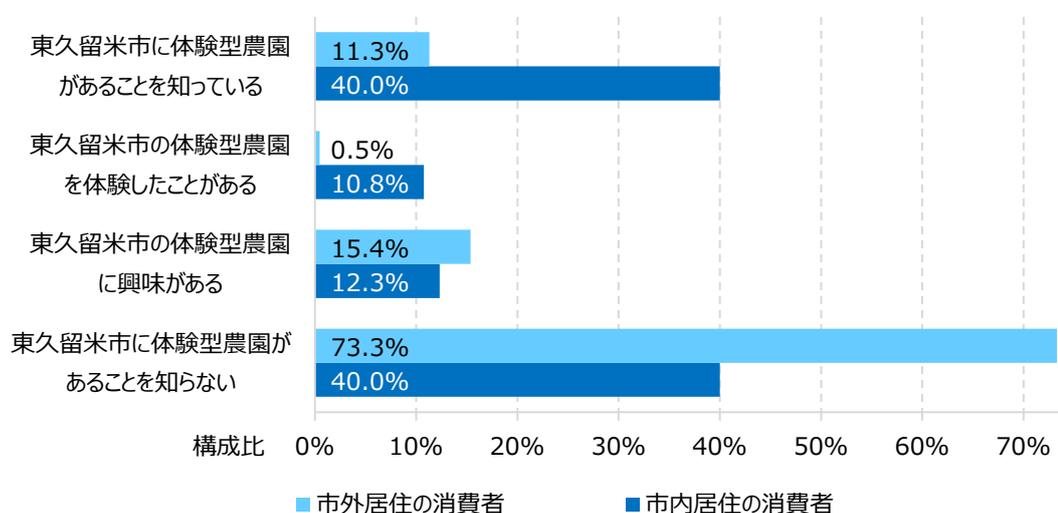


図2.3.16 今後の農業を守っていくために必要なこと

課題3-③ PRや周知の実施

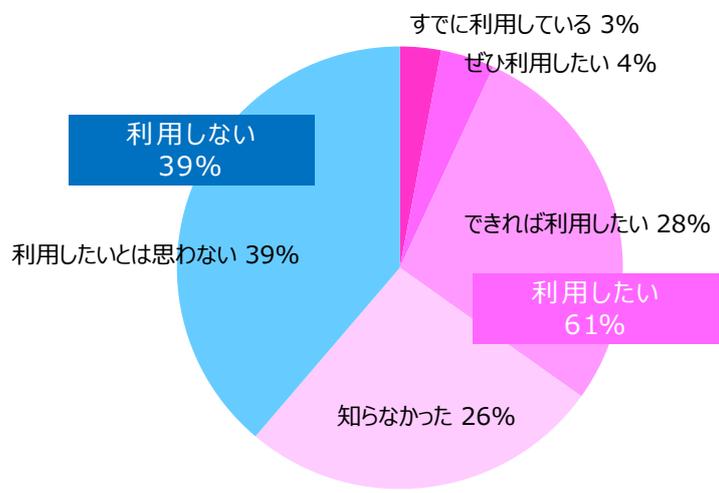
市内には、体験型農園が6農園開設されていますが、消費者対面アンケート調査において、市の体験型農園の認知度等を調査したところ、市外居住者は体験型農園があることを知らない方が圧倒的に多く、市内居住者より体験型農園に興味がある方が上回っている状況でもあるため、今後ともPR等の周知が必要であると考えられます。(図2.3.17)



資料：令和6年12月消費者対面アンケート調査

図 2.3.17 体験型農園の認知度

また、市民意識調査によれば、市民が農に触れる機会となる市民農園・体験型農園の利用意向については、「利用したい」と考える市民は61%、「利用しない」と考える市民は39%でした。「利用したい」と考える市民のうち、「すでに利用している」と回答した市民は3%に留まっているため、利用促進に向けたPR等が必要であると考えられます。(図2.3.18)

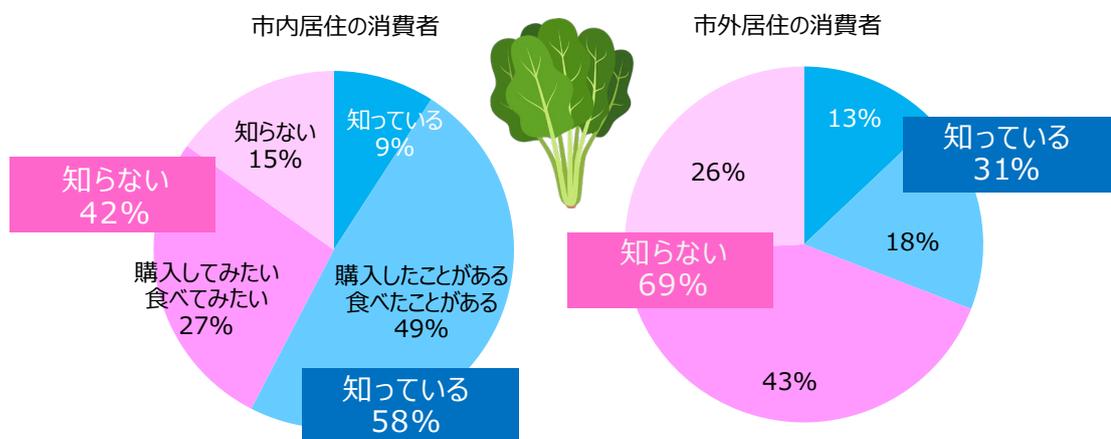


資料：令和6年12月市民意識調査

図 2.3.18 東久留米市内の市民農園・体験型農園の利用意向について

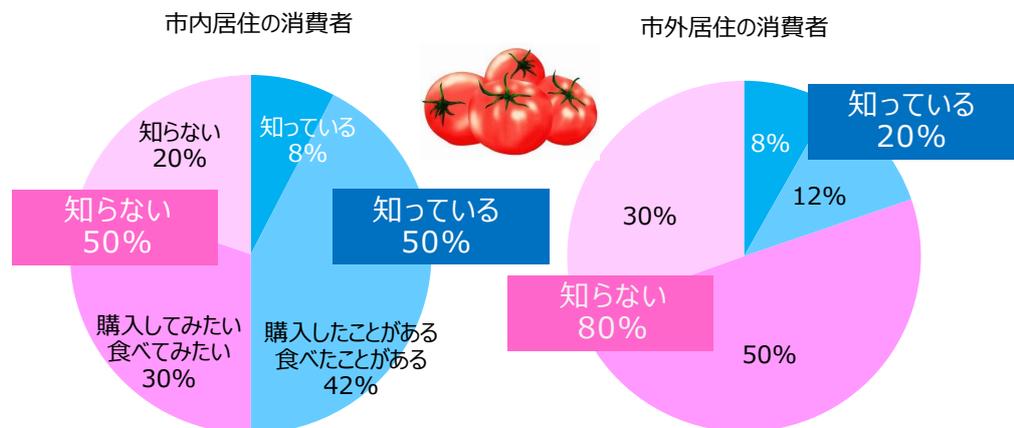
消費者対面アンケート調査によると、市内居住消費者と市外居住消費者では、東久留米産農産物の知名度に違いがあることが伺えました。そのうち、ホウレンソウ、小松菜、トマト、えだまめは、市内居住消費者には知名度が高く、市外居住消費者には知名度が低い状況でした。また、梨や花きについては、市内・市外のいずれの居住消費者にも知名度が低い状況でした。

このため、東久留米市産農産物の消費拡大に向け、市内外に対するPRを強化するなど、消費者の認知度を高める必要があります。（図 2.3.19～図 2.3.24）



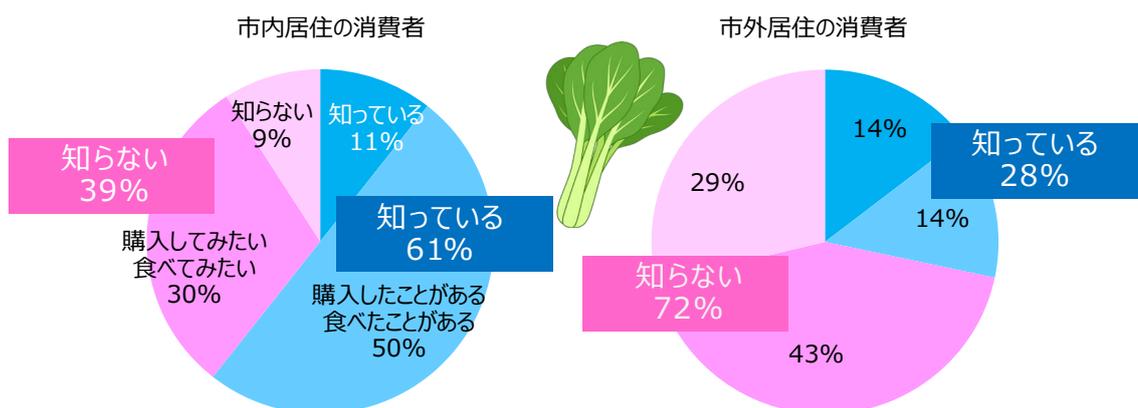
資料：令和6年12月消費者対面アンケート調査

図 2.3.19 東久留米市産ホウレンソウの認知度



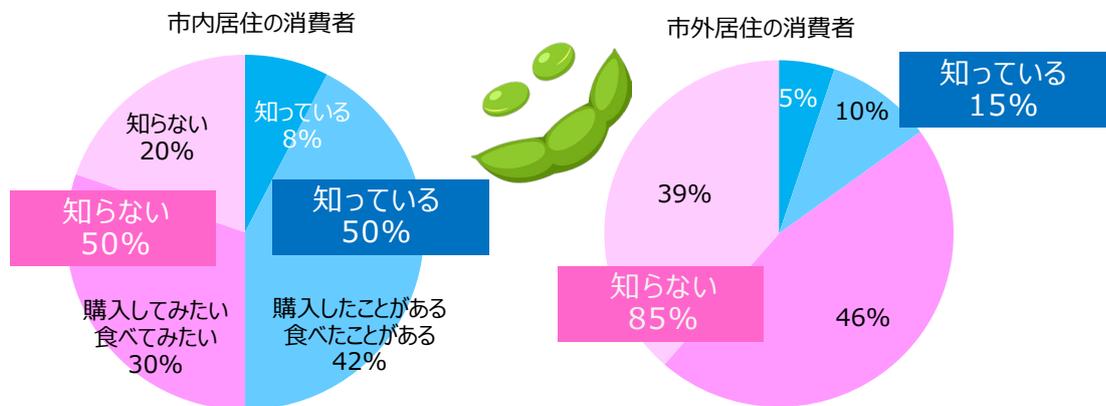
資料：令和6年12月消費者対面アンケート調査

図 2.3.20 東久留米市産トマトの認知度



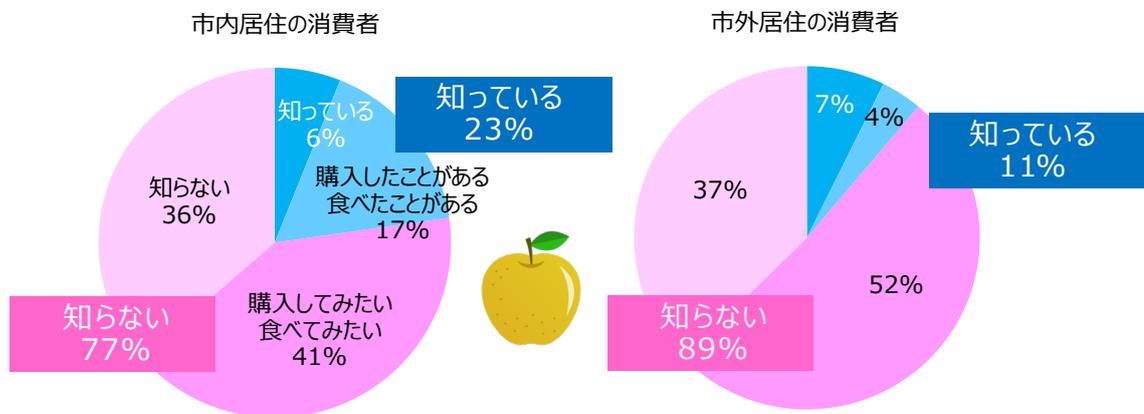
資料：令和6年12月消費者対面アンケート調査

図 2.3.21 東久留米市産小松菜の認知度



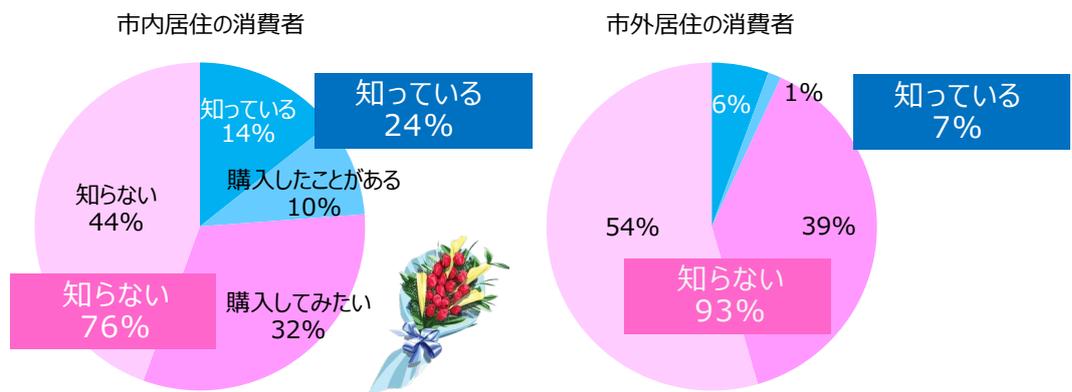
資料：令和6年12月消費者対面アンケート調査

図 2.3.22 東久留米市産えだまめの認知度



資料：令和6年12月消費者対面アンケート調査

図 2.3.23 東久留米市産梨の認知度



資料：令和6年12月消費者対面アンケート調査

図 2.3.24 東久留米市産花きの認知度

4. 課題の総括

課題総括① 農業者の営農課題

農業者意識調査によると、農業者が営農上の課題として多く認識しているのは、「夏期の猛暑日の増加に伴う農産物の被害」（約6割）、「鳥獣による被害」（約5割）、「資材や機械などの価格高騰」（約5割）、「野菜や剪定枝の残渣処理が難しい」（約5割）、「空き缶やごみなどの不法投棄が多い」（約5割）であり、営農上の支障に直面しています。（図2.3.25）

農産物価格の低迷により、収益の減少が見込まれるなか、営農上の支障を解決することで、収益性の高い持続可能な農業が実現することから、課題解決のための方策が望まれるところです。

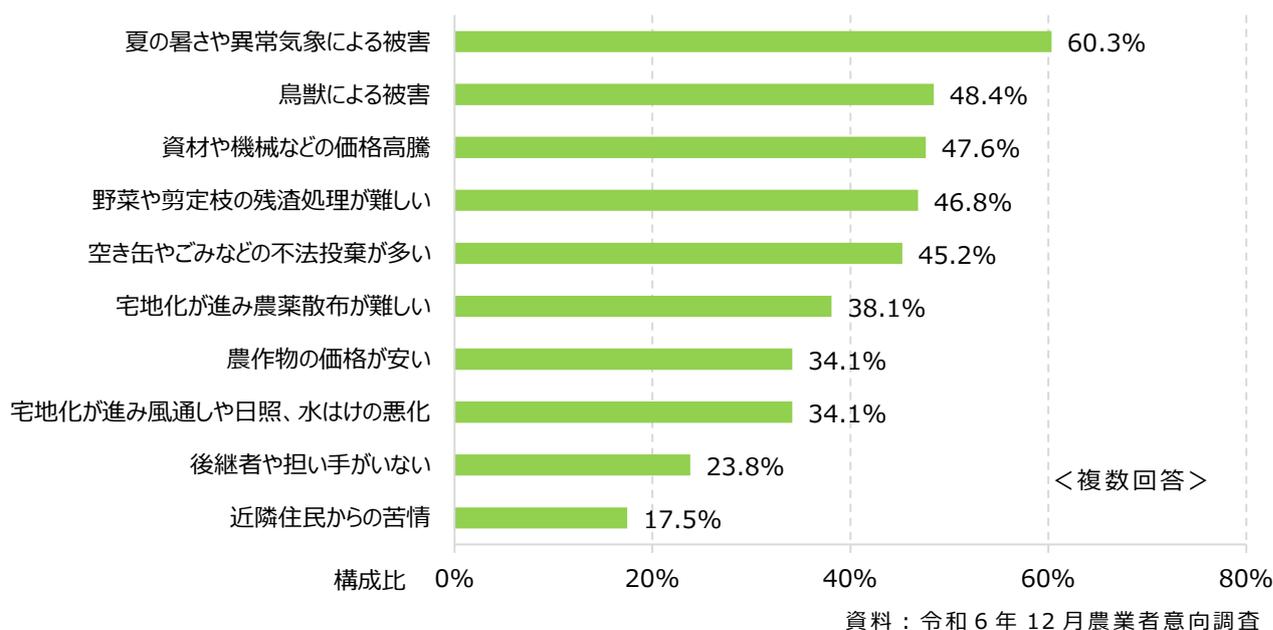


図 2.3.25 農業者の営農課題

課題総括② SWOT分析

農業振興計画を検討する際には、本市の農業について「強み」と「弱み」を知り、さらに本市の農業の状況や競合の動きなどを整理する必要があり、この整理を行う手法をSWOT分析といいます。名称になっている「SWOT」とは、市内外の農業振興に関する各要素を表しています。

<SWOTの各要素>

- S：強み（Strength）：市の農業振興に好影響を与える内部環境の要素
 W：弱み（Weakness）：市の農業振興に悪影響を及ぼす内部環境の要素
 O：機会（Opportunity）：市の農業振興に好影響を与える外部環境の要素
 T：脅威（Threat）：市の農業振興に悪影響を及ぼす外部環境の要素

本市の農業の姿と農業を取り巻く潮流を踏まえ、市の農業振興における内部環境（強みと弱み）とそれを取り巻く外部環境（機会と脅威）を分類し、これまでみてきた本市の農業の強み・弱みに即して、本市農業の課題を以下に示します。（図 2.3.26）



図 2.3.26 東久留米市農業のSWOT分析

課題総括③ 農業振興における課題整理

これまでの各課題やSWOT分析、農業者の営農上課題を総合的に整理すると、本市の農業振興における主要課題は、以下のとおりとなります。

表 2.3.4 農業振興における課題

農業振興の課題	施策の主要課題
農業後継者不足と販売農家の育成	①担い手の確保・育成 ②認定農業者の確保 ③農業経営の確立 ④市民による援農体制の確立 ⑤経営体の近代化
生産者の販売機会の拡大	①地場産農産物の販売拡大 ②安全安心な農産物の販売拡大 ③環境保全型農業の推進
都市化の進展に伴う農地の減少	①相続税等対策の支援 ②農地貸借制度の普及啓発 ③生産緑地の確保 ④市民活用による農地の保全 ⑤防災機能としての活用
都市農業に対する市民の理解	①体験型イベントの実施 ②販売イベントの実施 ③学校給食等での新鮮で安全な農産物の供給 ④PRや周知の実施

5. クロス SWOT 分析による施策の必要性の整理

SWOT 分析による市の農業の内部環境・外部環境に対するプラス面、マイナス面の整理に基づき、講ずべき施策の明確化を図ります。具体的にはクロス SWOT 分析を通じて、検討すべき計画の骨子案を4つの観点から網羅的に列挙し、施策の必要性を整理します。(図 2.3.27)

- 強み×機会：強みを活かしながら、新規市場への参入やシェア拡大を狙うための積極戦略を検討
- 弱み×機会：「強み×機会」に転化できるよう、事業の改善策など段階的戦略を検討
- 強み×脅威：強みを活かして脅威の影響を抑えるための差別化戦略を検討
- 弱み×脅威：最悪のシナリオを回避するための防衛戦略を検討

		内部環境	
		強み	弱み
東久留米市の農業に対する クロス SWOT 分析		A 湧水群など豊富な水資源、みどり豊かな雑木林 B 温暖な気候 C 標高差の少ない肥沃な畑地帯 D 東京圏の消費人口の多さ E 都内でも有数の小麦の生産地 F 野菜類の品目・生産量の多さ G 市民・体験型農園等の利用ニーズの多さ	a 生産者の高齢化と担い手不足 b 農家数の減少 c 認定農業者の確保 d 援農体制不足 e 農地面積の減少 f 農地の賃貸借の伸び悩み g 高額な路線評価額 h 都市化による農業環境の悪化 i 地場産農産物の知名度の低さ
		外部環境 機会 1 SDGsの目標達成 2 農地を残すという意識の高まり 3 首都圏の大消費地の存在 4 野菜直売所の多さ 5 地産地消の意識の高まり 6 新鮮・安全な農産物を求める消費者意識の高まり 7 環境負荷低減の取組の進展 8 都市住民とふれあう農業	積極戦略) 安全安心な農産物の販売拡大 $E F \times 1 3 4 5 6 7$ 環境保全型農業の推進 $A B C D E F \times 1 7$ 地場農産物の販売拡大 $E F \times 1 4 5$ PRや周知の実施 $D E F G \times 1 \sim 8$ 市民と農業者の交流イベントの実施 $D E F G \times 1 3 4 8$ 市民の体験型イベントの実施 $A D G \times 1 5 6 8$ 学校給食等での新鮮で安全な農産物の供給 $A B C F G \times 1 2 5 6 7 8$
外部環境 脅威 I 経済的变化による資材費等の高騰 II 近年の異常気象による作物被害、都市災害 III 市民の食生活の変化(需要量の減少、食の外部化、個食化) IV 野菜価格の下落 V 輸入農産物量の拡大 VI 農業の景気低迷による農地転用の増加と優良農地の減少		差別化戦略) 農業経営の確立 $D E F \times I II IV VI$ 経営体の近代化 $B C D E F \times II III IV V$	防衛戦略) 生産緑地の確保 $a \sim h \times VI$ 相続等対策の支援 $a \sim h \times VI$ 防災機能としての活用 $a b e \times II VI$

図 2.3.27 施策の必要性



1 農業振興の方向

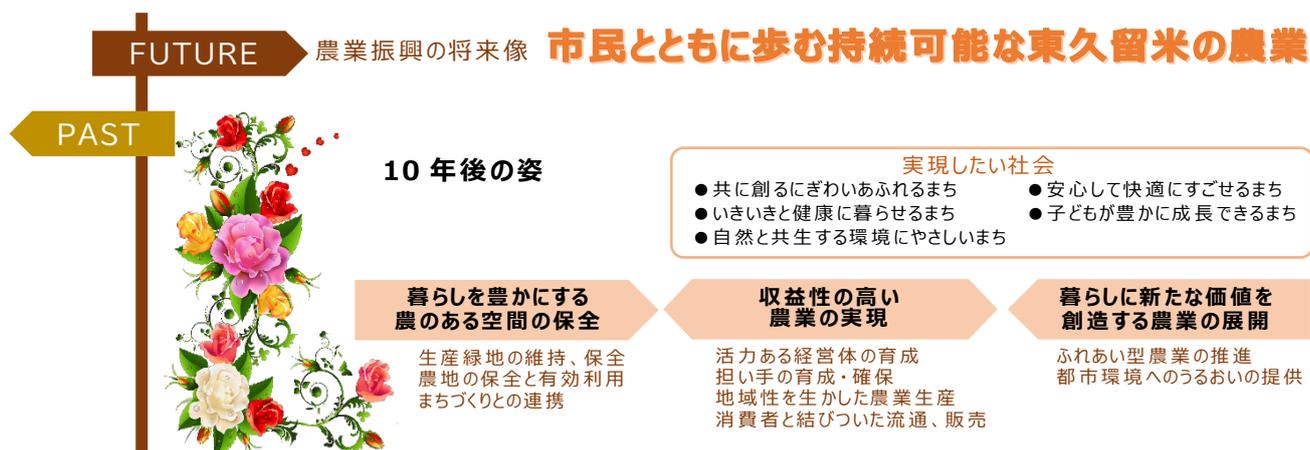
1. 農業振興の将来像

東久留米市は、都心から 24 km、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、人口 11 万 6 千人を抱える都市圏における住宅都市です。また、湧水や清流をはじめとする豊かな自然環境は、市の魅力であり貴重な財産となっています。

住宅都市の中には、農地が点在し、都市と共存した農業が営まれています。私たちは、この貴重な東久留米の農業を守りつつ、次世代に継承していかなければなりません。そのためには、東久留米の特色と優位性、可能性を活かして、市民生活に貢献する持続可能な農業を展開していくことが重要です。

具体的には、農業の担い手の育成、収益性のある農業経営の強化、農地の保全に向けた取組などが求められています。また、地産地消の推進や SDGs の達成に加え、自然にやさしい環境保全に配慮した農業を推進していく必要があります。

市は、本市の農業のさらなる発展に向けて、計画の将来像を以下に設定し、引き続き、今後の農業振興施策を進めていきます。



2. 農業振興の方向と体系

農業振興の将来像…市民とともに歩む持続可能な東久留米の農業

1. 収益性の高い農業の実現

1-1 活力ある経営体の育成	1-1-1 農業経営の確立 1-1-2 経営体の近代化、改善 1-1-3 生産環境の整備
1-2 担い手の育成・確保	1-2-1 担い手の育成 1-2-2 生産者組織の育成・支援 1-2-3 市民による援農体制の検討
1-3 地域性を生かした農業生産	1-3-1 地域の特徴を生かした農産物の振興 1-3-2 環境保全型農業の促進
1-4 消費者と結びついた流通、販売	1-4-1 市内流通・販売の検討、推進 1-4-2 直売所の整備【拡充】 1-4-3 観光農業の充実

2. 暮らしを豊かにする農のある空間の保全

2-1 生産緑地の維持、保全	2-1-1 生産緑地の確保 2-1-2 相続対策の支援
2-2 農地の保全と有効利用	2-2-1 農地に関する情報発信 2-2-2 市民活用による農地保全 2-2-3 防災機能としての活用 2-2-4 農地の貸借における仲介の促進
2-3 まちづくりとの連携	2-3-1 農のあるまちづくりの推進 2-3-2 関連計画との調整 2-3-3 農業集落環境の保全

3. 暮らしに新たな価値を創造する農業の展開

3-1 ふれあい型農業の推進	3-1-1 農業情報の提供 3-1-2 市民と農業の交流機会の拡大 3-1-3 農業体験の場の確保 3-1-4 幼児、学校教育との連携
3-2 都市環境へのうるおいの提供	3-2-1 生態系、水環境に配慮した農地等の周知 3-2-2 屋敷林、雑木林の活用

2 施策の展開

1. 収益性の高い農業の実現

【施策の方向性】

都市圏に位置する東久留米市は、大消費地を抱えていることから農産物の流通面において強みがあります。そして古くから、温暖で標高差の少ない肥沃な畑地帯では、コマツナ、ダイコン、ネギなどの良質な農産物が生産されてきました。

露地野菜や施設園芸を中心とした多彩な農業経営は、市内に多くの直売所を生み出し、地産地消が推進されてきました。このような取組から近年では、経営面積拡大を目指す農業者の増加や若手農業者による活力ある生産活動など、明るい展望も見られます。

今後は、このような東久留米の農業の強みを活かした農業経営を追求します。

さらに、農産物については、生産規模拡大と農産物の質の向上に対する支援を行うため、持続的な生産体制の強化を図ります。

収益性の高い農業を実現するため、販路拡大やスマート農業導入に伴う作業の効率化以外にも、学校給食での地場産農産物の安定的な活用等、地域における農産物の販売・流通を充実させることに取り組みます。

1-1 活力ある経営体の育成



認定農業者をはじめとする市の中心となる農業者の経営を支援し、すべての農業者が販売をめざすとともに、担い手が働きやすい経営体制づくりを支援します。

そのために、農作業の省力化や体験型農園の経営効率化などを図るため、ロボット技術や ICT を活用したスマート農業を推進します。

1-1-1 農業経営の確立

● J A、北多摩農業改良普及センターとの連携による支援

認定農業者の確保を図るために、J A、北多摩農業改良普及センター（以下、「普及センター」という。）と連携し、指導・助言を支援します。

● 認定農業者の確保と農業経営改善計画の支援

「認定農業者の会」や支援組織等の活動を通して、認定農業者制度の普及と経営改善計画の作成および実現に向けた支援を行います。

● 農業金融制度の普及、活用の支援

J A、日本政策金融公庫等の融資制度を紹介し、農業者の活用手続き等を支援します。

1-1-2 経営体の近代化、改善

● 家族経営協定締結の推進

給料化、就業条件等の明確化など、家族経営協定の締結を推進します。

● 学習活動や研修会などの開催支援

農業者や農業生産組織の営農に関わる学習活動や研修会などの開催を支援します。

● 経営実務、パソコン活用等の研修、講習の実施

東京都農業会議に講師を依頼し、経営簿記などの研修・講習を実施します。

1-1-3 生産環境の整備

● 生産、販売等の施設整備の支援

スマート農業など東京都の生産、販売に関する補助事業を紹介し、活用を支援します。

● 鳥獣害防止対策の支援

鳥獣による農作物被害に対応した防止・防除対策を、東京都と連携して検討していきます。

スマート農業とは、ロボット技術や ICT などの先端技術を活用し、超省力化や高品質生産などを可能にする新たな農業（農林水産省定義）のことで、スマートアグリ（Smart Agri）やアグリテック（Agri Tech）ともいわれます。スマート農業の導入により、以下のようなことが期待されています。

- ① 超省力・大規模生産を実現
- ② 作物の能力を最大限に発揮
- ③ きつい作業、危険な作業から解放
- ④ 誰もが取り組みやすい農業を実現
- ⑤ 消費者・実需者に安心と信頼を提供



（資料：農林水産省「『スマート農業の実現に向けた研究会』検討結果の中間とりまとめ」）

1-2 担い手の育成・確保



市内の農業者は減少しており、高齢化が進んでいます。特に若年層の減少が著しく、担い手の確保が喫緊の課題となっています。そうしたなか、数名の市内農業者が担い手育成を目的とする「東京都指導農業士」に認定されており、担い手への指導も行われています。引き続き、持続的に農業経営を担う人材の育成の支援に取り組みます。

経営規模の拡大を目指す農業者もいることから、中核的な農業者により東久留米の農業が牽引されるよう支援を進めます。さらに、農業者の経営改善を図るため、法人化希望者については、東京都農業会議など関係機関と連携し、設立への誘導を支援します。

経営規模の大きな農業者だけでなく、中小規模や、家族経営で農業が持続できるように支援策を検討します。

農業者の減少による労働力確保のために、多様な労働力として市民の援農に向けた仕組づくりを進めます。

1-2-1 担い手の育成

● J A・普及センター等の支援による担い手の指導、育成

J A、普及センター等の支援により、担い手や女性就農者の指導、育成を図ります。

● 交流の場や仲間づくりの推進

農業者の交流の場や仲間づくりの推進施策の充実と、経営力の向上に向けてチャレンジしている意欲ある農業者を支援します。

1-2-2 生産者組織の育成・支援

● 認定農業者の育成・支援

小規模な農業者が認定農業者にステップアップできるよう、J A、普及センター等と連携し、専門的な技術や経営改善に向けたノウハウなどの情報提供を充実していきます。

●生産者組織の育成・支援

市の農業を牽引している各生産者組織の育成、支援、女性就農者の活動などを引き続き支援していきます。

●法人化に関する支援

農業者が経営改善を図るため、法人化を希望する場合は、東京都農業会議など関係機関と連携し、必要な情報の提供等について支援します。

1-2-3 市民による援農体制の検討

農業者および市民の意向把握をしながら、新たな担い手となる市民の援農活動を促進していきます。そのため、障害者が新たな担い手として活躍できる農福連携や、セカンドライフに農業を選択する意欲ある高齢者、働き方改革などでダブルワークを志向する市民など、担い手の労働力を確保する新たな援農体制の検討を実施していきます。

～多様な就農のイメージ～

農業の担い手の労働力を確保する方策として、東久留米市の地域特性を活かした多様な労働力を活用することが考えられます。例として、会社を定年退職した人のセカンドライフとして、農業を選択することや、定年前の現役世代でも、多様な働き方として農業を選択することがあげられます。

新型コロナウイルス感染症対策を通じて定着したテレワークなどの働き方改革を通じて、市民の働き方や生活スタイルの多様化が進んでおり、空き時間を活用して農業に関わりたいという人が増加し、繁農期に近所の農業生産法人へパートタイム就農することも考えられます。都市圏に位置しながら、都市農地が多く残る東久留米市ならではの働き方です。

さらに、人手不足の農業の現場で、障害者の就労を実現することも、担い手の労働力の確保につながります。障害者施設等と連携することで、畑の作業だけでなく、屋内での集出荷や農産物加工の作業などでの労働力不足を解消することも可能です。

これらの実現にあたっては、受け入れる農業者側の体制整備と、就農する側の栽培技術習得や労働時間などの調整が必要ですが、農業者側では IT など専門知識を持った人材の確保にもつながることから、双方の信頼と今まで培ったノウハウやネットワークを活用することで、今後多様な就農者を受け入れることが大いに期待できます。



1-3 地域性を生かした農業生産



市では、特産の柳久保小麦を活用した様々な商品が作られており、その他にも農業者による蜂蜜の生産販売、野菜や果樹などを活用した加工品の販売が行われています。また、直売所や量販店に掲示するプレートを作成し、地場産農産物を「特産品」としてPRしています。引き続き、東久留米市農業の特徴を生かした農産物の普及、振興を進めていきます。

さらに、環境保全型農業の普及と市民の理解を深め、安全、安心な農産物の供給を支援します。

1-3-1 地域の特徴を生かした農産物の振興

● 地域の特徴を生かした農産物、加工品の販売支援

市の特産品を紹介する資料等の充実や、市のイベントにおける紹介等を支援します。

● ふるさと納税制度の活用

特産品をふるさと納税の返礼品として採用するとともに、ふるさと納税をしていただいた方との継続的なつながりを持つ取組を推進していきます。

● 消費者へのPR、情報発信の支援

東久留米の農業を広く発信し、市内外での認知度を高めるためのプロモーションを実施します。



柳久保小麦を使用したうどん

1-3-2 環境保全型農業の促進

● 環境に配慮した農業の推進

環境に配慮し持続可能な農業生産を推進するため、気候変動や生物多様性など、SDGsの視点に加え、みどりの食料システム法に基づく都の基本計画を踏まえた生産活動や地産地消を進めていきます。

● 東京都エコ農産物等の生産支援と認証制度の普及

農業者の環境保全型農業への取組を促進するため、化学肥料等の使用量の削減割合に応じた認証が受けられる東京都エコ農産物認証制度を推進していきます。

● 農業者、市民の相互理解を深める情報提供

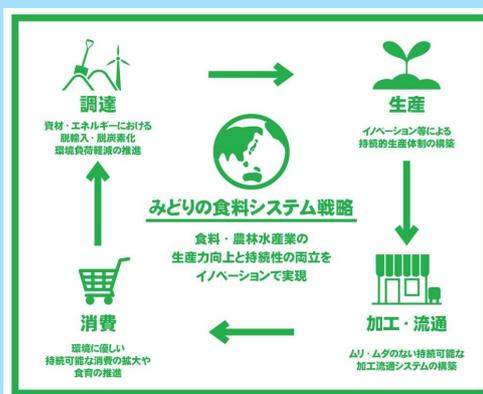
環境への負荷を減らしながら効率的な生産管理を適切に行うため、国際水準を満たした新たな東京都 G A P 認証制度の普及を進めていきます。東京都エコ農産物や東京都 G A P 農産物については、積極的に小売店や消費者への P R を行い、認証農産物の取り扱いや購入を働きかけていきます。

～みどりの食料システム法に基づく都の基本計画～

東京都では、農業生産による環境への負荷の軽減と、安全で安心な農産物の生産を推進環境負荷の少ない農業を目指し「東京都エコ農産物認証制度」などの取組を進めています。

令和 6 年度から、これらの取組に加え、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動を行おうとする農業者は、「東京都環境負荷低減事業活動実施計画」を作成し、審査会による審査を経て、都知事の認定（通称：みどり認定）を受けることができ、認定を受けた農業者は、認定を受けた実施計画の取組に対して支援措置を受けることができます。具体的な取り組みとして、以下のようなものが挙げられます。

- 土作りによる地力向上と化学肥料・化学農薬の使用低減を合わせた取り組み
- 温室効果ガスの排出を削減する取り組み（具体的には、秋耕・中干しの延長、ヒートポンプの導入、省エネ機械や資材の導入など）
- 水耕栽培と化学肥料・化学農薬の使用低減を合わせた取り組み
- 窒素やリンの流出を抑制する家畜への飼料投与
- バイオ炭の農地利用
- プラスチックごみ排出の抑制



柳久保小麦（左）と大規模な露地野菜団地（右）



地場産農産物直売所の「のぼり」（左）
地場産農産物取扱店章（右）

1-4 消費者と結びついた流通、販売



一般に、市街地では農地や直売所が少なく、消費者が地場産農産物を購入できる機会は限られています。しかし、価格が安価で、新鮮な地場産農産物の価値を重視する消費者は多く、地産地消による需要は、一層高まりをみせています。これまでに市では、J A の移転に伴う共同直売所の拡充や、市内のスーパーに地場産農産物コーナーの設置を求めるなど、地域農業の振興を支援してきました。また、市が運営する健康づくり応援アプリ「るるめナビ」を活用し、市内に 60 か所以上ある直売所の P R や整備を支援するなど、地場産農産物の消費拡大に努めてきました。

引き続き、市内の小売店や飲食店等に対し地場産農産物を供給する農業者等の取組を支援し、直売所の充実を図っていきます。

1-4-1 市内流通・販売の検討、推進

●市内商店、スーパーマーケット等との連携による市内販売体制の推進

農業者と市内の商店、スーパーマーケット等との連携により、地場産農産物の市内販売体制の強化を支援します。

●学校給食における地場産農産物利用の推進

食育の推進にも寄与することから、学校給食における地場産農産物の活用を推進していきます。

●多様な農産物の販売、流通の支援

品目に応じた販売、流通方策を検討し支援します。



地場産農産物を活用した学校給食

1-4-2 直売所の整備

●共同直売所におけるイベント等の情報発信

地元産農産物の消費拡大に向け、共同直売所のイベント等の情報発信を支援します。

● 直売所情報の情報発信や無人直売所の整備

市の健康づくり応援アプリ「るるめナビ」を活用するなどし、直売所情報を充実するとともに、無人直売所で販売する地場産農産物の鮮度対策や防犯対策として、ロッカー型自販機の整備を引き続き支援します。



無人直売所のロッカー型自販機

1-4-3 観光農業の充実

● 観光農園等に関する情報発信の支援

市の観光施策の展開と合わせ、摘み取りができる果樹、うね売りができる野菜などの情報の発信を支援し、地域の農業振興を図っていきます。

● 市が制作した直売所農さんぼマップ（令和 2 年 3 月現在）



地区別に直売所の詳しい情報が、生産者とともに市ホームページで紹介しています。

（全 62 ページ）

2. 暮らしを豊かにする農のある空間の保全

【施策の方向性】

市内の畑を中心とした優良な農地では、一年を通じて多くの良質な農産物が生産・供給されていますが、農地面積や生産緑地面積は年々減少を続けています。

まとまりのある農地や園芸施設は、新鮮で安心な地場産農産物の生産基盤であるほか、防災協力農地、防災井戸等市民の防災空間としての役割も担うなど、市民の暮らしに豊かさと安全を提供してくれる貴重な財産です。

農業経営の規模拡大を目指す農業者には、農地の借入を促進し、収益性の高い農業経営を支援するとともに、農地の非農業的利用の抑制対策を一体的に推進します。このため、東久留米の農業を今後も持続的に発展させていくには、農業委員会、東京都、東京都農業会議、J A 等と緊密な連携を図り、限られた農地を保全し、有効に活用していくことが必要です。

市では、保全・活用されてきた農地を可能な限り残していく方針のもと、今後とも、農地制度や税制優遇制度に則した保全策を検討・推進していきます。

さらに、市民へ農地の多面的機能の理解を促すことで、農のあるまちづくりを推進します。

2-1 生産緑地の維持、保全



指定後 30 年を経過した生産緑地は、土地利用の制限が解除されますが、非農業的利用の抑制の観点から、市では特定生産緑地の制度を活用し、所有者の合意のもと、引き続き農地の保全に努めています。しかし、特定生産緑地は、これまでの生産緑地と異なり、10 年単位での指定となります。次回の指定更新に向けて、引き続き市では、農業委員会、東京都農業会議、J A 等と連携し、農業者に説明を重ねていながら生産緑地の維持、保全に努めていきます。

なお、特定生産緑地に移行したにも関わらず、相続や心身の故障などで営農継続が困難になった場合は、都市農地貸借円滑化法（以下、「円滑化法」と記載）等の活用を促し、新たな担い手に引き継ぐことで都市農地を残すことができるよう支援していきます。

また、円滑化法の施行により、認定農業者等への生産緑地の貸付事例が増加する一方で、その多くは短期の使用貸借となっています。収益性が高く安定した農業経営を持続させるためには、長期間の貸借を行い、土づくりや設備投資を行うことが重要です。そのため、市では農地所有者の理解を得て長期の貸借につなげる支援を進めていきます。

2-1-1 生産緑地の確保

● 特定生産緑地指定申請の推進及び円滑化法の周知

特定生産緑地の指定を促進するとともに、農地所有者が相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことや、農地を貸した状態で新たに相続税納税猶予を受けることが可能となった円滑化法による制度を周知することで、生産緑地の維持に努めます。

● 生産緑地の追加指定の促進

都市計画法に基づき、市街化区域の農地に対する生産緑地の追加指定を促進します。

● 生産緑地の有効活用の検討

生産緑地の減少抑制の観点から、市民農園等による農地の有効活用を検討していきます。

2-1-2 相続対策の支援

● 相続対策に関する研修、相談等の支援

J Aをはじめとした関係機関と連携し、研修・相談の支援に取り組めます。



市内中心部の生産緑地

● 相続税納税猶予制度の堅持、改善について国に要望

相続税納税猶予制度の堅持、改善について、市長会を通じ国に要望していきます。

2-2 農地の保全と有効利用



農地の情報を広く市民に提供し理解を深めるとともに、多様な農地活用方策を検討し、農地の保全を図っていきます。

農業者の経営改善、農地の適正な管理に向け、都市農地の貸借を促進し、農地の保全に繋げることを目指します。

2-2-1 農地に関する情報発信

● 農地に関する情報発信

広報紙・市ホームページ等において定期的に農地に関する情報を発信していきます。

2-2-2 市民活用による農地保全

● 市民農園による農地の保全

市や農業者が開設する市民農園により、農地の保全を図ります。

2-2-3 防災機能としての活用

● 防災協力農地の周知及び充実

防災協力農地について市民への周知を図るとともに、その内容の充実に取り組みます。

2-2-4 農地の貸借における仲介の促進

● 農地の貸借における仲介の促進

J A などの関係機関と連携し、農地の貸借について情報収集及び仕組みの構築に取り組み借り手と貸し手のマッチングを促進します。

2-3 まちづくりとの連携



まちづくりにおける農地の役割を明確にし、関連計画・施策と連携による農地の保全を図ります。

2-3-1 農のあるまちづくりの推進

● 水と緑と人のネットワークづくりをめざした農地の保全

東京農業経営強靱化事業、未来に残す東京の農地プロジェクト、農の風景育成地区制度などにより、都市の貴重な農地の保全方策を検討していきます。

2-3-2 関連計画との調整

● 都市計画マスタープラン等の施策による農地の保全

都市計画法の改正に伴う田園住居地域の指定事例等に注視し、都市計画マスタープランを踏まえ、農地の保全を検討していきます。

● 福祉、教育の施策展開の場としての活用

離農意向のある農地を、学童農園、福祉農園、子どもの広場などのオープンスペースや、グリーンインフラとして活用を検討していきます。

2-3-3 農業集落環境の保全

● 集落景観の写生会、撮影会等のイベントによる景観の周知と発掘

集落の写生会、撮影会などの開催を支援し、優れた景観の周知と発掘を図ります。

● 観光マップ等と連携した散策ルートの情報発信

市の健康づくり応援アプリ「るるめナビ」を活用し、直売所を含めた散策ルートの情報発信を支援します。

● 景観維持、保全に向けた方策段階からの市民参画、協力体制の検討

景観維持・保全の方策の検討段階から市民参画を進め、市民の協力体制を検討します。

3. 暮らしに新たな価値を創造する農業の展開

【施策の方向性】

農業の営みにより守られてきた農地は、市民への食料供給機能のほか、防災や環境保全などの多面的な役割を担い、地域の安全・安心を守っていることから、市民生活の豊かさの実感にも大きな役割を果たしています。

今後とも、農のあるまちづくりに農業を活用することで、市民にとって本市が一層魅力的な街となることが期待されます。持続的に農業が行われる環境を作るためには、消費者や市民が農業を支える仕組みを作ることも必要です。

具体的には、消費者や市民が農業と接する機会を増やすため、引き続き市民農園や体験型農園などの支援を進め、市民が農業にふれあう機会を提供します。これまでに、市では農業者との交流会やマルシェ等のイベントの開催、飲食店等とのマッチングなど様々な取組を支援してきました。市では、これらの取組を引き続き支援することにより、地域の農産物の認知度を高めて、さらなる消費拡大を図っていきます。このように農業・農地が地域にあることを誇りに感じ、市民がその価値を創造していく取組を推進していきます。

3-1 ふれあい型農業の推進



市民意識調査によると、居住地周辺の農業を応援する声や、教育への活用を求める声が多いことから、農業・農地・地場産農産物に触れる機会を創出し、市の農業の魅力を広く市民に普及・啓発するための、効果的な取組を進めます。

また、給食における地場産農産物の活用を推進し、学校給食で農業と触れ合う機会の創出を進めます。

3-1-1 農業情報の提供

● 広報紙、市ホームページでの情報提供、SNS 等を通じた情報発信

市ホームページ等で、旬の農作物や地場産野菜を使ったレシピなど農業に関する情報を発信していきます。

● 農業者や農業団体、市民が行う農業情報発信の取組を支援

農業者や農業団体、市民が主体となって作成する農業情報の発信を支援します。

● 農業委員会だよりの充実と周知

「農業委員会だより」の内容を充実させ、東久留米の農業について、引き続き農業者及び市民に周知していきます。

● 各種配布物による市農業のPR

農業施策に関する資料やパンフレットにより、東久留米の農業をPRしていきます。

3-1-2 市民と農業の交流機会の拡大

● 交流イベントの開催

交流イベントの開催等により、市民が農業者との交流する機会を拡大することで、東久留米の農業に対する理解醸成に取り組めます。

● 市民農園利用者等への農業技術の指導

農業者との交流の機会を提供し、市民農園利用者に野菜などの栽培方法をはじめとする農業技術の向上を支援していきます。

3-1-3 農業体験の場の確保

● 農業体験型農園の推進

生産緑地地区において、市民に農業とふれあいの場を提供する体験型農園を推進します。



農業体験型農園

● 市民農園の継続と充実

多くの市民が農業体験を通じて利用者同士のコミュニケーションが図られるよう市民農園を継続するとともに、農業者の市民農園開設を支援していきます。

3-1-4 幼児、学校教育との連携

● 学校給食における地場産農産物利用の推進（再掲）

食育の推進にも寄与することから、学校給食における地場産農産物の活用を推進していきます。

● 学校、教育委員会等と連携した農業に関する教育の場の提供

農作業体験など、子ども達が都市農業の重要性について理解を深める総合的な学習等を支援します。



多くの来場者でにぎわう農業祭・商工祭（東久留米駅前・市役所広場）



ナイトマルシェによる地場産農産物販売（左）と体験型農園の講習会風景（右）

3-2 都市環境へのうるおいの提供



緑地面積が減少傾向にある本市においては、都市農地が有する、ヒートアイランド現象の緩和、雨水の貯留、地下水の涵養、生物多様性保全等の環境形成機能の重要性が高まっています。これらの機能は、都市農業が健全に行われることで発揮されるものであり、その効用を享受する市民の理解を深める取組が重要となっています。

また、緑地として雑木林と一体的に武蔵野の風景を形成している農地は、「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」及び「東久留米市緑地保全計画」において保全の対象とされています。湧水や清流に代表される本市の自然の豊かさは、後世に継承されるべきものであることから、生態系、水循環としての機能等を踏まえた都市環境にうるおいをもたらす農地と周辺の緑の役割について、市民の理解醸成に取り組んでいきます。

3-2-1 生態系、水環境に配慮した農地等の役割の周知

●生態系、水環境に配慮した農地等の環境形成機能の周知

農地や屋敷林のもつ環境形成機能を広く市民に周知し、意識向上を促進します。

3-2-2 屋敷林、雑木林の活用

●緑確保の保全対象地の周知

農地や周辺の屋敷林・雑木林は、市民にうるおいとやすらぎを与え、都市環境として特に重要な役割を担っていることから、「東久留米市緑地保全計画」に位置付けられた緑確保の保全対象地とその保全策について、市民に周知していきます。



市民にうるおいとやすらぎをもたらす竹林公園（左）と落合川いこいの水辺（右）



農業振興計画の実現には、行政のみならず、農業に関わる各団体の役割が重要であることから、計画推進体制および、関係機関との連携の強化を図り、計画の実現を図ります。

1 計画推進体制の強化

本計画は、農業生産団体、若手農業者、J A、東京都等の農業関係機関、公募市民の農業にかかわるさまざまな立場の委員で構成する「東久留米市農業振興計画策定委員会」において積極的に議論し、パブリックコメントを経て策定しています。

引き続き、農業者、J A、市民、行政、関係機関等の協力体制および市内の連携体制の充実を図るとともに、農業施策の実施および農業振興計画の進行管理を行います。

1. パートナーシップによる継続的な計画管理

本計画の推進にあたっては、農業者や農業関係団体、市民、行政がそれぞれの役割分担を明確にして計画の実現に取り組みます。そのためにはP D C Aサイクルにより計画の進捗状況の管理・検証・評価・見直しを行う必要があります。関係機関や農業生産団体などの意見を十分に踏まえ、市と農業委員会、J A、農業生産団体等の横断的組織である東久留米市農業振興計画推進協議会が中心となり、計画の実効性を高めるための検証や見直しを行うことにより市の農業のさらなる発展を目指します。



2. 市内推進体制の強化

計画に関連する部課との協議や調整、連携による事業展開を図ります。

3. 各主体の役割

計画を実現していくためには、計画に関わる各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、連携した取り組みが重要であり、そのため計画の実現に向けた各主体の役割を下表に示します。

計画に関わる主体	主な役割	主な実施事項
農業者・農業者団体	・生産、環境の活動主体者として計画推進	・農業者の経営計画に応じた農業生産活動
J A	・生産者の活動支援、生産者と消費者の相談窓口	・共同販売所等の交流施設の確保 ・地場販路の拡大 ・農地集積支援、情報提供
市民、市民団体、民間企業	・計画推進への支援 ・地域の構成員としての協力	・農業についての学習や体験 ・援農、農業環境の保全の協力 ・農産物の地場流通への支援 ・人材、経営ノウハウの提供
農業委員会 (東京都農業会議)	・農地や担い手の確保対策 ・農業振興の支援	・農業振興計画の実現に向けた支援 ・農地集積、利活用促進
行政	・各団体、市民の相互連携の援助、計画の進行管理(市) ・農業者への営農技術支援(普及センター)	・農業者・農業生産団体への事業支援(市) ・計画進行管理、情報提供(市) ・技術指導、経営指導、情報提供(普及センター)
関係機関(商工会、消費者団体等)	・農業振興関連施策への支援	・農業振興関連施策への支援

2 広域的な連携や働きかけ

近隣市との連携を通じて、国や東京都に対し、農地制度、農業・農地の税制制度の改善に働きかけを行うとともに、都市農業の発展に必要な新たな制度、手法の創設などを検討していきます。

3 重点事業の設定

収益性の高い農業の実現、暮らしを豊かにする農のある空間の保全、暮らしに新たな価値を創造する農業の展開、東久留米市農業振興計画の推進については、計画期間にかかわらず、不断の効果的な取組を進めていく必要があります。

しかし、厳しい財政状況下では、計画期間内には、政策資源を重点的に投入することが求められることから、本計画では以下の3つの観点により、それぞれの政策に対し重点事業を設定し、市の都市農業振興策を重点的かつ継続的に推進していきます。

重点事業設定の観点

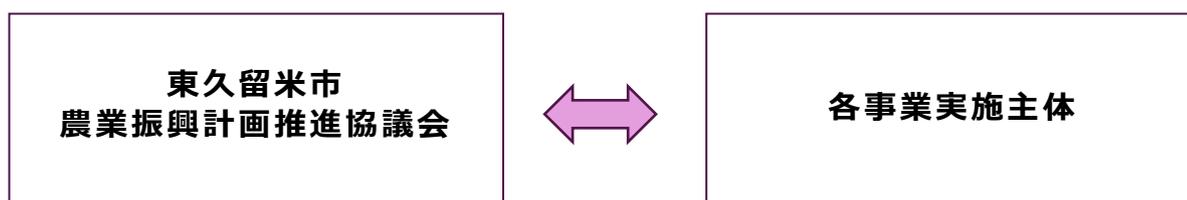
- I 重要度、緊急度、優先度の高い事業
- II 農業振興において効果や広がりのある事業
- III 市民と農業者の相互理解が深まる事業

	主な関連施策	重点事業名
計画期間内における各施策の重点事業	1 収益性の高い農業の実現	
	1-1-1 農業経営の確立	⇒ 重点事業1 【継続】 認定農業者の育成
	1-2-3 市民による援農体制の検討	⇒ 重点事業2 【拡充】 市民等による援農活動の促進
	1-3-2 環境保全型農業の促進	⇒ 重点事業3 【新規】 環境保全型農業の推進
	1-3-1 地域の特徴を生かした農産物の振興	⇒ 重点事業4 【継続】 地場産農産物販売の拡大
	1-4-1 市内流通・販売の検討、推進	
	1-4-2 直売所の整備	
	1-4-3 観光農業の充実	
	2 暮らしを豊かにする農のある空間の保全	
	2-2-4 農地の貸借における仲介の促進	⇒ 重点事業5 【拡充】 農地のマッチング体制の強化
	3 暮らしに新たな価値を創造する農業の展開	
	3-1-1 農業情報の提供	⇒ 重点事業6 【継続】 農業者と市民の交流の場づくり
	3-1-2 市民と農業の交流機会の拡大	
	1-1-3 生産環境の整備	⇒ 重点事業7 【継続】 体験型農園の推進
	3-1-3 農業体験の場の確保	
1-4-1 市内流通・販売の検討、推進	⇒ 重点事業8 【拡充】 学校給食における地場産農産物利用の推進	
3-1-4 幼児、学校教育との連携		

4 重点事業の推進体制と事業評価

1. 重点事業の推進体制

重点事業は、東久留米市農業振興計画推進協議会を通じて、計画的に事業管理を実施し、農業者、市民、行政、農業関係団体の顕密な連携体制により協働して事業を推進していきます。



■ 重点事業の推進体制

事業名	事業内容	実施主体	評価時期
認定農業者の育成	認定農業者制度の普及と経営改善計画の作成や実現に向けた支援を行うなど、認定農業者の育成、拡大を図る。	【ＪＡ】 【農業委員会】 【行政】	秋・春 /年２回
市民等による援農活動の促進	農業者および市民の意向把握をしながら、市民などの援農活動を促進し、担い手の労働力を確保する。	【ＪＡ】 【農業委員会】 【行政】【市民・民間】	秋・春 /年２回
環境保全型農業の推進	環境に配慮した持続可能な農業生産を推進し、みどりの食料システム法に則した生産活動を推進する。	【ＪＡ】 【農業委員会】 【行政】	秋・春 /年２回
地場産農産物販売の拡大	多様な農産物の販売、流通の支援方策を検討し、地元産農産物の消費拡大に向け、直売所等の情報発信を支援する。	【ＪＡ】 【農業委員会】 【行政】	年１回
農地のマッチング体制の強化	都市農地の貸借を円滑に実施するため、農地情報を充実し、貸借農家双方のマッチング体制の強化を図っていく。	【ＪＡ】 【農業委員会】 【行政】【市民・民間】	秋・春 /年２回
農業者と市民の交流の場づくり	市の広報、ホームページ、「るるめナビ」などにより、地場産農産物情報やイベント情報を発信し、農業者と市民の交流を促進する。	【ＪＡ】 【農業委員会】 【行政】【市民】	年１回
体験型農園の推進	農業者の協力を得ながら市内の都市農地を活用して、市民に農業とのふれあいの場を提供する体験型農園を推進する。	【ＪＡ】 【農業委員会】 【行政】【市民】	年１回
学校給食における地場産農産物利用の推進	学校近隣農家から食材を購入し、学校給食における地場産農産物の利用を推進する。	【行政】【ＪＡ】 【市民・民間】	年１回

2. 重点事業の事業評価

重点事業については、事業の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、計画策定後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に事業評価を実施します。

事業評価は、東久留米市農業振興計画推進協議会に諮り、関係機関や農業生産団体などの意見を十分に踏まえ、事業の推進体制の強化に努めていきます。

■重点事業の評価内容

事業名	評価項目	目標値と事業実績	担い手農地集積率	年間産出額	臨時雇人数	みどりの食料システム戦略に係る取組状況	市関連計画との調整	事業の妥当性
認定農業者の育成	認定件数 経営面積		○	○	○	○		○
市民等による援農活動の促進	取組件数				○			○
環境保全型農業の推進	取組件数 取組面積			○	○	○	○	○
地場産農産物販売の拡大	取組件数			○		○		○
農地のマッチング体制の強化	成否件数 拡大面積		○				○	○
農業者と市民の交流の場づくり	取組件数 利用客数					○	○	○
体験型農園の推進	園地数 利用客数			○		○		○
学校給食における地場産農産物利用の推進	供給件数			○		○	○	○

※目標値と評価内容は、推進協議会において必要に応じて適宜見直しを図ります。

参 考 資 料

東久留米市農業振興計画策定委員会設置要綱

東久留米市訓令乙第100号

東久留米市農業振興計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年6月11日

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市農業振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市における農業の現状を把握し、その問題点と課題を明らかにするとともに、農業生産の振興及び都市環境と調和した農業の確立を図るため、東久留米市農業振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を協議及び検討し、その結果を東久留米市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 農業振興計画の策定に関する事項
- (2) その他農業振興計画に関し必要な事項

(委員構成)

第3 策定委員会は、委員14名以内をもって構成し、委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業者（女性農業者含む、各組合等の代表者等）
- (2) 消費者（一般公募）
- (3) 農業団体職員（JA）
- (4) 有識者
- (5) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4 委員の任期は、第2に掲げる協議及び検討事項に関し、市長に報告することをもって満了とする。

(委員長及び副委員長)

第5 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、副委員長は、委員長の指名により選出する。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員長は、必要に応じ策定委員会を招集し、その議長を務める。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。
- 4 委員長は、検討事項につき必要があると認める場合は、策定委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 策定委員会の庶務は、市民部産業政策課において処理する。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この訓令は、令和6年6月11日から施行する。
- 2 この訓令は、第4の規定による報告の日の翌日をもって、その効力を失う。

東久留米市農業振興計画策定委員名簿

区分	氏名	所属等
農業者	町田 毅	東久留米市営農振興会 会長
	村野 喜安	東久留米市認定農業者の会 会長
	秋田 茂良	東久留米市温室花卉研究会 会長（令和6年度）
	篠宮 武博	東久留米市温室花卉研究会 会長（令和7年度）
	大島 昇	東久留米市果樹組合 組合長
	海老沢 敬三	東久留米市緑化組合 組合長
	小金井 尚史	JA 東京みらい東久留米地区青壮年部 部長
	篠宮 洋子	JA 東京みらい東久留米地区女性部 部長
消費者	増田 純代	消費者代表（一般公募）
農業団体職員	松崎 諭志	東京みらい農業協同組合 東久留米支店 支店長
有識者	村野 清	東久留米市農業委員会 会長
関係行政機関職員	相原 宏次	東京都農業会議 事務局長
	北岡 大知	東京都農業振興事務所 農務課 課長代理（令和6年度）
	平野 優美	東京都農業振興事務所 農務課 課長代理（令和7年度）
	菊池 正人	東京都農業振興事務所 北多摩農業改良普及センター 主任普及指導員（令和6年度）
	吉田 滋実	東京都農業振興事務所 北多摩農業改良普及センター 主任普及指導員（令和7年度）
	関 知紀	東久留米市 市民部長（令和6年度）
	片山 英徳	東久留米市 市民部長（令和7年度）

委員長 村野 清 副委員長 町田 毅

事務局 市民部産業政策課

東久留米市農業振興計画策定委員会 会議経過

開催年月日	開催種別	主要議事
令和6年10月9日(水)	第1回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱書の交付 ・ 委員長・副委員長の選出 ・ 今後の会議の進行について (策定目的、農家意向調査、市民意識調査等)
令和7年2月25日(火)	第2回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東久留米農業振興計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ① 農業者・市民意向調査結果について ② 消費者対面アンケート結果について ③ 農業関係団体ヒアリング結果について ④ 現計画の進捗状況について ⑤ 東久留米市農業の課題について ⑥ 今後のスケジュールについて
令和7年5月28日(水)	第3回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東久留米農業振興計画書素案について ・ 東久留米市農業基本構想素案について ・ 今後のスケジュールについて
令和7年7月31日(木)	第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東久留米農業振興計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ① 素案について ② 重点事業について ③ 学童意識調査について ・ 今後のスケジュールについて
令和7年9月29日(月)	第5回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東久留米農業振興計画の策定について ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想(案)について ・ 今後のスケジュールについて
令和8年1月27日(火)	第6回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントについて ・ 農業振興計画(案)について ・ 農業振興計画概要版(案)について ・ 表紙デザイン(案)について ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想(案)について ・ 今後のスケジュールについて

東久留米市農業振興計画 パブリックコメントの概要

(1) パブリックコメント募集の実施方法と意見提出数

実施期間	令和7年11月4日(火)～令和7年11月25日(火)
公表場所	市政情報コーナー(市役所1階)、産業政策課、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市ホームページ
提出方法	期間中に、「東久留米市農業振興計画(素案)への意見」と明記して、氏名・住所・年代(例=20代)・電話番号・ご意見(書式自由)を記入の上、産業政策課宛て郵送、メール、FAXまたは窓口へ提出。
意見提出数	2件

(2) パブリックコメント(2件)ならびに市役所の回答

市民意見1	<p>新規営農または事業継承がうまくいっていないと感じます。</p> <p>都内の土地価格が高騰している状況もあり、農地(畑)だった土地が宅地に変わっていているところを市内でよく目にします。一度住宅が建ってしまうと、そこから農地に戻ることは基本的にないです。</p> <p>新規営農は土地価格が高すぎてハードルが高く、事業継承は機会がないか農業法人のような組織化されていないと時間がかかりそうです。</p> <p>相続等で農地を得た人が維持することに金銭的な利点が一切ないため、補助金や税負担軽減、市による土地買い上げ等も検討してみたいかでしょうか。</p> <p>体験型農業は都内でも関心が高いので、そういった事業を行う事業者が増えるように働きかけるのもよいかと思います。</p>
市役所回答1	<p>本市では相続等による農地の減少が課題となっております。本市では現下の限られた財政状況のもと、農業者の経営力強化及び都市農業の振興を図ることを目的とした中核的・中心的農業者支援事業や、地方創生臨時交付金を活用した農用機器整備事業等により農業者への支援を行っております。併せて、国に対しては東京都を通じて都市農地に係る相続税の減額を継続的に要望しているところでございます。引き続き、経営規模拡大を志向される農業者への農地集積^{※1}や体験型農業^{※2}などを積極的に進め、農業の継続的な発展を支援してまいります。</p> <hr/> <p>※1 計画書P55「第3章 農業振興の方向と施策の展開」の「2-2農地の保全と有効利用 2-2-4 農地の貸借における仲介の促進」をご参照下さい。</p> <p>※2 計画書P58「第3章 農業振興の方向と施策の展開」の「3-1ふれあい型農業の推進 3-1-3 農業体験の確保」をご参照下さい。</p>

市民意見2	<p>”農業”と”福祉”を繋ぐ農福連携の取り組みをぜひ進めてほしいです。生産年齢が減少し高齢者が増えていく中、高齢者が生き生きと自らの可能性を身近な場所で広げていくこと、人手不足や後継者問題が課題となっている農業者とのマッチングで、農業の現場における働き手として高齢者にぜひ活躍してもらい、少しでも健康年齢を引き上げていけたらと思っています。取り組みに期待します。</p>
市役所回答2	<p>高齢化が進展するなか、農業者の担い手不足への対応と高齢者・障害者への生きがいを支援する農福連携の取組は効果的と考えており、こうした取組を通じて、援農を希望する農家とのマッチング^{※3}を今後とも推進してまいります。</p> <hr/> <p>※3：計画書P48「第3章 農業振興の方向と施策の展開」の「1-2担い手の育成・確保 1-2-3 市民による援農体制の検討」をご参照下さい。</p>

以 上

東久留米市農業振興計画 用語集

用語	意味
あ行	
うね ^う 売り	農家が栽培した作物の決められた区画を購入者が自ら収穫すること。
か行	
かんきょうほぜんがたのうぎょう 環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。
かんこうのうえん 観光農園	農業経営体が観光客等の第三者に、自ら生産した農産物の収穫等一部の農作業を体験、又はほ場を鑑賞させることができる農園のこと。
ぎやっぷ にんしょうせいど GAP認証制度	より良い農業経営を実現するために、農業生産において、食品安全だけでなく、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組を GAP(ギャップ)といい、その取組を第三者が審査し、証明する認証制度のこと。
けいえいこうちめんせき 経営耕地面積	農業経営体が経営する耕地(田、畑及び樹園地の計)の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と、耕作放棄地を除いたもの(自作地)に、借りている耕地(借入耕地)を加えたものをいう。
さ行	
しがいかくいき 市街化区域	都市計画法において、都市計画区域として指定された区域のうち、既に市街地になっている区域や公共施設、ならびに面的な整備を行うことにより積極的に整備・開発を行っていく区域をいう。
しがいかちょうせいいくいき 市街化調整区域	都市計画法において、都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときに定める区域区分のうち、市街化を抑制すべき区域として定める区域をいう。
じきゅうてきのうか 自給的農家	経営耕地面積が 30 a 未満かつ農産物販売金額が 1 年間に 50 万円未満の農家をいう。
しみんのうえん 市民農園	市民が園芸を通じて土に親しみながら、市民相互の交流を深めるとともに、農業及び農地への理解を深め、農のある街並みを保全するため、市が市民に貸し出しをする農地のこと。
しゅぎょうけいえいたい 主業経営体	農業所得が主(農家所得の 50%以上が農業所得)で、1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
じゅんしゅぎょうけいえいたい 準主業経営体	農外所得が主(農家所得の 50%未満が農業所得)で、1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。

用 語		意 味
しょくいく 食育		生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。
せいさんりよくち 生産緑地		市街化区域内の農地のうち、生産緑地法に基づき、保全すべき農地として指定されたもの。
た行		
たいけんがたのうえん 体験型農園		野菜に応じた土づくり、種まき、生育管理、除草作業や病害虫の防除、収穫までの一連の農作業などを農業者の指導を通じて体験できる消費者参加型の農業カルチャースクールのこと。
ちさんちしょう 地産地消		市内で生産された農産物を、市内において消費する取組をいう。地産地消は、食料自給率の向上に加え、直売所販売や加工の取組・給食提供等により、地域経済の活性化にもつながる。
としのうぎょう 都市農業		市街地及びその周辺の地域において行われる農業のこと。この地域の農地には、新鮮な農産物の提供を機能のほか、心安らぐ緑地空間や農業体験・交流の場の提供、災害時の防災機能等がある。
な行		
にんていのうぎょうしや 認定農業者		農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。この制度で認定機関から認定を受けた農業者をいう。
のうふくれんけい 農福連携		障害者の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組のこと。近年では、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者の就労・社会参画支援などの取組も含む。
のうりんぎょう 農林業センサス		我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計のこと。
は行		
ばいおたん バイオ炭		バイオ炭とは、生物資源を材料とした生物の活性化および環境の改善に効果のある炭化物のこと。作物の生産性を高めるだけでなく、地力を持続的に維持することにも役立つ。
はんばいのうか 販売農家		経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。
ひーとあいらんど ヒートアイランド げんしょう 現象		ヒートアイランド現象とは、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のこと。
ふくぎょうてきけいえいたい 副業的経営体		1 年間に、60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

東久留米市農業振興計画

令和8年2月

発行 東久留米市

編集 東久留米市 市民部 産業政策課

住所 〒203-8555 東久留米市本町 3-3-1

電話 042-470-7777 (代)

FAX 042-470-7811

E-mail sangyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp